

西独都市における外国人労働者の空間的凝離現象と統合問題(Ⅰ)

— ミュンヘン市域レベルの Ghettoisierung について —

神谷 国弘

Die räumliche Segregation der ausländischen Arbeitnehmer und die Probleme ihrer Integration in den Bundesgroßstädten
—Eine Untersuchung über die Ghettoisierung von Gastarbeitern auf der Viertelebene in der Stadt München—

Kunihiro Kamiya

Abstract

Je weiter die Internationalisierung sich entfaltet, desto deutlicher sind die Probleme ethnischer Minderheiten und der niedergelassenen Ausländer auch in Japan geworden. Dazu nimmt seit einigen Jahren in Japan die Zahl der jenen ausländischen Arbeitnehmer stetig zu, die aus den Entwicklungsländern nicht nur in Südostasien, sondern auch in Westasien illegal hier eingereist sind. In naher Zukunft werden sicher hier in Japan derartige ethnische Probleme auch zu ernststen Sozialproblemen werden.

Heutzutage wohnen in allen europäischen hochindustrialisierten Ländern viele ausländische Arbeitnehmer und ihre Angehörigen. Diese Länder ringen mit den dadurch hervorgerufenen Problemen und bemühen sich um ihre Lösung. Die auf diesem Gebiet in Europa gewonnenen Erkenntnisse werden sicher auch zur Lösung ähnlicher Bevölkerungsproblemen hier in Japan beitragen können. In diesem Aufsatz behandle ich die räumliche Segregation der ausländischen Arbeitnehmer in der Stadt München und untersuche die Bedeutung dieses Problems und die zu seiner Lösung getroffenen Massnahmen in der Integrationspolitik.

key words: Gastarbeiter, räumliche Segregation, Ghettoisierung, Integration, Rotationsprinzip, Arbeitserlaubnis, Aufenthaltserlaubnis, Anwerbestopp, Stichtagsregelung, Wartezeitregelung, das Gesetz zur Förderung der Rückkehrbereitschaft von Ausländern,

抄 録

国際化の深化とともに、わが国においても少数民族問題や定住外国人問題が次第に顕在化してきた。加えて、近年、その適法性は拒否されながらも、東南アジアをはじめ西アジアにまで及ぶ広範囲な途上国の国々からの外国人労働者が増加しており、近い将来、ここ日本においても、彼らの民族問題は深刻な社会問題となるであろう。

こんにち、ヨーロッパの高度工業国家は、いずれも国内に多数の外国人労働者を抱え、そこから生ずる、さまざまな問題に直面しながら、その解決にとり組んでいる。この分野におけるヨーロッパの経験は、こんごの日本における民族問題の解決に有効な先進事例を提供してくれるにちがいない。本稿では西ドイツにおける外国人労働者問題について、とくに大都市における彼ら外国人の特定空間への凝離現象をめぐって、その背景と現況についてアプローチするとともに、西独当局が進めている統合政策の中で、この問題がいかに位置づけられ、対処されているかについてミュンヘン市を事例として検討してみたい。

キーワード：客分労働者、空間的凝離、ゲッター化、統合、ローテーション原則、労働許可、滞在許可、募集停止、期日指定制、待機期間制、帰国促進法

序 問題の所在——西独都市における外国人労働者の空間的凝離研究の意義——

これまで、あたかも自明のごとく、即自的に受け入れられてきた「単一民族」,「均質社会」といった日本社会についての神話や幻想は、いま音を立てて崩れつつあるようにみえる。従来、こうした神話や幻想の陰にかくれて、わが国が抱えてきた少数民族問題や定住外国人問題は人々の目には容易にみえにくかった。だが、国際化の深化は、それが経済的であれ、政治的であれ、協調や友好とともに、さまざまな緊張やコンフリクトをも必然化する。その中から、いやおうなしに、自らの対自化、客体化が迫られてくる。そこに見出されるのは、とりもなおさず内国人としての少数民族であり、定住外国人の厳然たる存在であった。加えて近年、その適法性は拒否されながらも、東南アジアをはじめ西アジアにまで及ぶ広範囲な途上国の国々から、かなりの数にのぼる外国人が日本各地で底辺労働に従事している実態が報告されており、この傾向は将来、なお増加が予想されるところから、民族問題をさらに顕在化させる契機となるだろう。これは「資本・賃労働関係の国際化」の必然的産物であり、こんにちの先進工業国家群共通の現象であるかぎり、単一、均質社会日本とて例外たりえない。このように、国際化の波の中で、他民族さらには他人種との共棲、共存は不可避免的に進展しよう。この時、これら外国人との間に、調和的共存や対等的協力をもって共棲関係を維持するためには、その前提として、民族的、人種の偏見や差別といかにして対決し、これを克服するかが最重要課題となろう。

ヨーロッパはその国土構造や、地政学的位置に基づき、古くから幾多の民族の移動、混淆を重ねてこんにちに到っている¹⁾。その過程で、一方に極端な排他的偏見や差別とともに、他方において、互惠や平等の思想と行動を育んできた。そしていま、トックヴィルのいわゆる非可逆的に進む平等への潮流の中で、来住外国人問題を国・地方のいずれのレベルを問わず、中心的な政策課題の一つとして位置づけ、その解決にとり組んでいる。このようなヨーロッパの経験は、これまで相対的に閉鎖的で、民族問題を潜在化しえた戦後日本にとって、問題の顕在化や尖鋭化を前にして、有効な先進事例を提示してくれるにちがいない。本稿では西ドイツにおける外国人労働者問題について、とくに大都市における彼ら外国人の特定空間への凝離現象をめぐる諸問題について、その背景と現況にアプローチするとともに、当局が推し進めている統合政策（Integrationspolitik）の中で、この問題がいかに位置づけられ、処理されているかについて検討してみたい。

一般に、ある少数集団が地域社会の中で空間的凝離（räumliche Segregation）を惹き起す背後には、多かれ少かれ、それを包む多数集団による偏見や差別が伏在している。周知のごとく、1つの全体社会の中に構造化された差別は、典型的に、職業差別、婚姻差別、居住差別の3つの

1) ヨーロッパ社会の開放性、広大性については拙著、『都市比較の社会学』（世界思想社 1983年）参照。

局面において、実態的に現象する。そしてこの3つの実態局面は現実には相互に深くかかわりあい、浸透しあって現象している。その意味で、ここでとりあげる空間的凝離の問題も、実は他の2つの差別局面の楯の反面なのである。

少数集団に対する差別の空間的表現は古来、幾多の事例が報告されている。いわゆる同和問題が部落問題として、「部落」という集落概念をともなっているのは、被差別部落民が属人的原理とともに、属地的原理によって差別されてきたことを物語るものにはかならない。また、こんにち、わが国における民族問題の中心は在日朝鮮人問題であるが、彼らの集住地域は、しばしば朝鮮人部落なる名称によって、周囲から区別され、そのことが同時にまた、彼らへの偏見や差別の増幅要因ともなってきた。ヨーロッパを主舞台とするユダヤ人差別の歴史については、すでに多くが語られている。そしてユダヤ人差別の歴史はゲットー (ghetto) とよばれるユダヤ人被差別集落に凝縮されている。まさに「この1千年のユダヤ人について語ることは、ゲットーについて語ることなのである」²⁾。ゲットーという概念は都市の中のユダヤ人地区を意味するが、語源については論議がある³⁾。厳密にはゲットーはユダヤ的制度であるが、次第に拡大されて隔離地域とか特異な文化共同体といった関連現象の記述にも適用されるようになる。アメリカの大都市には小シシリー (Little Sicilies)、小ポーランド (Little Poland)、チャイナ・タウン (China Town)、黒人地帯 (Black Belte) などがあり、ユダヤ人のゲットーに酷似した病理地区のような隔離された地区がある⁴⁾。本稿でとりあげる、現代西独大都市における外国人労働者の空間的凝離も、通称ゲットー化 (Ghettoisierung) もしくはゲットー形成 (Ghettobildung) と呼ばれ、特定地域への民族的集住現象を指す用語となっている。

このように、少数集団の空間的凝離の背後には、多数集団ないし支配集団による偏見や差別が必ず伏在するが、空間的凝離そのものの契機、態様は所与の条件によって多様である。L・ワースも指摘しているとおり、ゲットー自体、始源的には、しばしば誤解されているように、異邦人を処遇する計画で、権力者たちが専横的に創りあげたものではなく、むしろユダヤ人自身の宗教上および世俗的慣習や遺産に根ざした必要と日常生活の営みとが、知らず知らずのうちに結晶してできたものであった⁵⁾。ユダヤ人が自らを環境に適應させる過程で、自発的に形成した共同体は、次第に慣習や先例の形で定着していく。やがて法律条例のうちに明文化され、いつしか彼らを繋縛する方法へと変貌していった。いわゆる自発的ゲットーから強制的ゲットーへの変貌で

2) Louis Wirth, *The Ghetto*, University of Chicago Press, 1928

今野敏彦訳、『ユダヤ人と疎外社会』（新泉社1974年）14頁。

3) ghetto という用語は語源的には大砲鋳造所を意味するイタリア語の ghetta に由来するというのもとも通説である。これはその近くにユダヤ人の最初の入植地が位置していたヴェネツィアの大砲鋳造所を示す gietto のヴェネツィア方言であるとされている。この大砲鋳造所の近くに、1516年、壁で囲まれ、出入の門をもって、ユダヤ人の入植地として唯一公認された市域たるヴェネチアの一面を指す言葉として、この語が使用されたと推定される。他にもこの語源についての、さまざまな解釈がある (Encyclopaedia of the Social Sciences p. 644)。

4) L. Wirth, op. cit., 同訳書 19頁。

5) ibid., 同上 32頁。

ある。この変貌の契機となったのは十字軍の遠征の開始にともなうキリスト教会の好戦化であった。かくしてゲットーへの規制は厳格となり、15世紀までに、ゲットーは教会と国家によって、法の下に定められたユダヤ人居住区となっていた⁶⁾。

少数集団の居住隔離の契機が自発的であるか強制的であるかは、当該集団への偏見や差別の程度や性格を占う唯一の尺度ではない。両者は相互移行的である場合も少なくない。ユダヤ人が分離した共同体をつくり出したのはユダヤ人自身の生活慣習を営む上での便宜からであったこととならんで、彼らが安全を求めて相互に連帯する必要があったからでもあった。あるいはまた、強制的ゲットーの悲惨と抑圧にもかかわらず、ゲットー内には豊かな人間味があふれ、「差別され迫害されて暗黒のなかに生きるユダヤ人は、そこに連帯と共感の絆を生みつつけたのである」⁷⁾。そしてシナゴグを中心に信仰と学問とが深められ、伝えられた。ユダヤ人が人類文化史の中で果たした偉大な貢献の多くは、このユダヤ・ゲットーの中で育まれたことを銘記しなければならない。これは近時、わが国の被差別部落の歴史を辿る研究が、差別と抑圧が生み出す悲惨と苦悩とともに、そこで造られた偉大な数々の文化遺産に着目しはじめたことと軌を一にする。

このことは少数集団の空間的凝離の問題を差別解消の戦略と結びつけて考えるとき、重要な方法的課題を提起する。部落問題に対する解決策としての部落分散論の誤謬については、つとに指摘されている。それは凝離と差別の因果関係の倒錯という誤まりのみならず、集住がもった、さまざまな順機能や解放への主体形成上の利点を見落す結果にもなるからである。問題は空間的凝離にあるのではなく、それをとりまく多数集団の偏見や差別にあるのであり、その解消がすべての前提になるのである。安易な分散論や同化論が問題の解決をかえって遠ざける結果になることは、理論的にも実践的にも証明されている。西ドイツの大都市における外国人労働者とその家族の増加と定着化の中で、いわゆる統合(Integration)が政策上のスローガンになっている。教育、職業訓練、法的位置などの改善とならんで、ゲットー化の解消=分散居住が一つの目標として打ち出されている。もちろん、わが国の部落問題とは異った問題であり、短絡化して、これを批判するつもりはない。だが、当該外国人の側からは、この統合政策をゲルマン化(Germanisierung)として拒否的に受けとめられている傾向も少なくない。こうした分散論や同化論への批判の上に立って近年ではむしろ、外国人の凝離的居住を統合にとって、より順機能的に受けとめる発想が一般化されはじめている。もちろん、その場合、これまでの統合概念の再検討が迫られよう。それは多元主義と平等主義という用語で総括されるだろう。多元主義とは、いうまでもなく多数集団ないし支配集団への同化や融合ではなく、少数集団の社会的、文化的独自性の承認と尊重であり、平等主義とはいうまでもなく、多数、少数両集団に上下、支配・被支配の関係性を否定し、互惠対等の関係樹立を意味する。

6) *ibid.*, 同上 42頁。

7) 今野敏明, 「ユダヤ人差別の歴史と現状」(磯村英一編, 『現代世界の差別問題』明石書店1985年)268頁。

西ドイツの外国人政策も、いまこの方向に向かって着実に歩みを始めている。ただ、現実に、この理念がどのように具体化され、実効性が保証されるかは、なお、今後かなり長期の観察を要するだろう。もともと、外国人を大量に受け入れたのは、西独経済の「奇蹟の成長」にともなう労働力需要であったのであり、いうなれば資本の強蓄積の手段以上のなものでもなかった。そのような背景をぬきにして、こんにちの西ドイツにおける外国人問題を語ることはできない。彼ら外国人労働者の西独都市内部での空間的凝離現象も、地中海に面した、いわゆる募集国（Anwerbeländer）における労働力募集の経緯を辿ることによって、はじめてその本質が明らかになるだろう。それは同時に、わが国における定住外国人問題の典型をなす日朝鮮人問題や将来、増大の予想される途上国からの外国人労働者の問題を正しく位置づけ、その解決をはかる上で、大きく資するであろう。日本が真の意味における国際国家＝多民族社会へと前進する上で、この問題を回避しては到底その成果を期しがたいからである。

I 西ドイツにおける外国人労働者問題の展開と ミュンヘン市における実情

ここでは、西ドイツにおける外国人労働の雇用をめぐる歴史的展開を国（連邦）レベルでひとわり辿るとともに、本稿の分析対象たるミュンヘン市における外国人問題の実情を概観しておきたい。ただ、この問題にかかわる、すべての領域をカバーすることは到底、1論文の及ぶところではない。この問題についての多面的な論究は本国西ドイツにおいても膨大な蓄積があり、出版物も汗牛充棟の感があり、わが国でも、これまでもかなりの研究成果が公刊されている⁸⁾。したがって、この問題についてのここでの扱いは、ミュンヘン市の市域レベルにおける外国人の凝離現象を解明する上で必要ある範囲にとどめておきたい。

1 西ドイツにおける外国人労働者問題の展開と背景

ここでは西ドイツにおける外国人労働力の雇用に関する歴史的展開を①史的経緯、②外国人雇用の論理（吸引、排出の構造）、③在日定住外国人問題（とくに在日朝鮮人問題）との比較、の3点に整理して扱っておきたい。

(a) 史的経緯

外国人労働者問題は現今西ドイツにおける最大の国内問題に属する。蓄積された膨大な資料をすべて使って網羅的にその経緯を辿ることは紙幅の制限をはるかに越える。したがって、ここで

8) もっとも包括的体系的なものとして、森廣正、『現代資本主義と外国人労働者』（大月書店、現代資本主義叢書22 1986年）第3章がある。

は統計表や図表などの提示は最少限にとどめる⁹⁾。さらに、外国人労働者の大量導入には受け入れ側と提供側の両者を媒介するリクルート組織の整備が必要であり、この作業を西独政府が担当したところに特徴がある。西独政府は各時期における労働政策の一環として、いうなれば総資本の立場に立って積極的に地中海沿岸諸国に働きかけ、その募集政策を展開したのである。だが、労働力はそれを担う人間と不可分であるかぎり、単なる労働政策に限定しえない。それは広く、教育、福祉、住宅さらに文化など社会生活全般に及ぶ。1970年代初期までの西独経済の高度成長期の期間には、これらの諸問題は比較的潜在化していた。だが、その後の低成長、構造的停滞の時期を迎えるとともに様相は一変する。後に詳しくのべるように、外国人労働者の滞在期間が長期化し、それにとまって故国から家族の呼び寄せが進むとともに、上記の諸問題が次第に顕在化し、総合的な政策対応を迫られることになる。ここでも、連邦政府はさまざまな法令を發布して、その時々の問題に相接してきた。このように、西ドイツにおける外国人労働者問題は終始、連邦レベルでの政策対応とともに展開してきた。したがってここでも、連邦レベルでの外国人政策(Ausländerpolitik)を軸としてその展開を辿ることとする。もちろん、外国人政策を広義に解すれば、ひとり連邦政府や州政府のみならず、社会的パートナーたる経営者や労働組合、政党、教会、福祉諸団体なども、それぞれの立場から、政策を提示し、かつ多面的に実行している。だが、外国人政策の基礎となり、その影響においてもっとも実効性の大きいのは、いうまでもなく、公権力たる政府の政策である。そしてまた、これが本稿で分析する外国人労働者(およびその家族)の空間的凝離ともっとも深く連関している。したがって、ここでも西独政府による外国人政策を時系列的に追いながら、外国人労働者問題の概況を展望しておく。

(a)―1 前史——第二次大戦終結まで——

こんにちの西ドイツにおける外国人労働者問題は第二次大戦終結までのドイツの実情とは直接関係はない。敗戦によってドイツは過去的一切を喪失し、零から出発したという意味で完全な転生であった。だが、先に指摘した開放社会、広域社会というヨーロッパの特性自体に変わりはなく、国境の枠を越えた人間の移動はいつの時代にもあった。ドイツとて例外ではなく、さまざまな契機によって多数の非ドイツ系住民を国内に抱えた歴史は古い。

国境を越えての移動運動は決して現代のみの固有事象ではない。時代の古今を問わず、戦争、政治的宗教的抑圧、経済的危機を契機として、国外流出を試みる人間はいつもあった。ドイツ史においても、この移動の伝統は根深い。中世から近世(小規模には19世紀まで続いた)に到る、

9) 統計データを駆使した外国人問題の分析には次の2つが有益である。

L. Trommer, H. Köhler, Ausländer in der Bundesrepublik Deutschland-Dokumentation und Analyse amtlicher Statistiken (DJI Verlag Deutsches Jugendinstitut 1981)

M. Frey, Entwicklung und Situation der ausländischen Wohnbevölkerung — Ein statistischer Überblick, in: Ausländer bei uns — Fremde oder Mitbürger? (M. Frey, U. Müller Hrsg. Schriftenreihe der Bundeszentrale für politische Bildung, Bonn Band 186)

もっとも重要な移動は西から東方に向うドイツ人の移動であった。この移動を通じて、閉鎖的なドイツ人定住地域が東はロシアに及ぶ東ヨーロッパ全体に広範囲にわたってみられるようになり、彼らは言語的、民族的孤島をそれぞれの移住地において造り、第二次大戦の結果、絶滅もしくは追放の憂き目に出逢うまで同化を拒否して、閉鎖的少数民族として存在し続けた。また、プロイセンは宗教的理由で故郷からの逃散を求める亡命者を多数受け入れてきた。1685年から1715年にかけて、フランスのユグノー派教徒がプロイセンに來住した。彼らに続いて、ザルツブルク人、スイス人、アルサス人、ワルーン人（ベルギー東南部及びフランス北部に住むラテン化したケルト系住民）、ボヘミア人などの新教徒がプロイセン領内に移住してきた。さらに、ドイツの工業化の初期段階、ドイツ人による専門家の養成前のドイツにとって不可欠であった工業専門家がイギリスから來住している。19世紀末から20世紀初期の工業化段階のドイツには大量の移住労働者が來独している。1910年の国勢調査によれば、当時すでに120万人の外国人がドイツに滞在しており、彼らは農業、工業、建築業などで、非熟練労働に従事していた。その中で最強のグループは当時のロシア領ポーランド、オーストリア・ハンガリー帝国内のガリシア（こんにちのポーランドの南部地方）などからきたポーランド人、ルテニア人（ウクライナ）らである。これに次ぐのはイタリアからの労働者である。その他のグループとしては、東ドイツ領のポーランド人居住地域から、工業中心地ルール地方に移ってきた、いわゆる“ルール・ポーランド人”（Ruhr-polen）がいる。そこではドイツ人の国籍を取得しながらも、ポーランド文化を保持し続けた。彼らは独自の団体を結成し、銀行を開き、新聞を発刊した¹⁰⁾。彼ら外国人労働者は、こんにちと同様、労働市場における労働力需要の逼迫に応じて來独したのであり、煉瓦製造とか土木作業などの人が好まない職場で働らいた。農業部門で働らく外国人は季節労働者として、収穫期に不可欠な存在であった。当時のドイツ帝国では統合政策とか、同化政策などは全く度外視されていた。これら東部ヨーロッパからの労働力流入は移住とはみなされず、制限つきの季節出稼ぎとして受けとめられていたのである。

いちばん近い過去で最大の労働移住は第二次大戦中、強制連行された約540万にのぼる異国労働者（Fremdarbeiter）である。彼らは占領地域から連行された一般市民、戦時捕虜からなり、特に兵器工場で強制労働に服した。彼らの大半は1945年の敗北後、本国へ送還されたが、東ヨーロッパから來た約100万人は3つの西側占領地域に残留し、彼らの中の多数はそのまま海を渡って合衆国その他の国々へ渡り、残りは他のヨーロッパの国々に移り住んだ。以上が第二次大戦終結までのドイツにおける外国人労働者の実情のあらましである¹²⁾。これらのいくつかの移動事例のいずれの場合も、同化もしくは統合の問題はほとんど生じなかった。信仰上の問題で移住して

10) Ulla-Kristina Schuleri-Hartje, *Ausländische Arbeitnehmer und ihre Familien Teil 1: Wohnverhältnisse* (Deutsches Institut für Urbanistik 1982) S. 16.

12) *Ausländer, Informationen zur politischen Bildung 201* (Bundeszentrale für politische Bildung Hrsg. Bonn. 1984) S.S. 25-26.

きたものは、プロイセンのろつぼの中に、間もなく併呑されていった。工業化の初期、イギリスから来住した労働力はごく少数にすぎなかった。第二次大戦後、逃亡と追放による東から西への移動は、結局はドイツの内部移動にほかならなかった。したがって、いずれも、こんにちの南から北に流れる大量の労働力移動とは質を異にするものであったといえる。

(a)ー2 ローテーション原則 (das Rotationsprinzip) の段階

——50年代末から70年代初期——

連邦政府がそれまでの外国人政策を転換し、それによって外国人問題が新たな段階を迎えたのは1973年の第一次オイルショックを画期とする。これによる経済の低成長化、失業の増大とともに、外国人労働力への需要も次第に変貌する。外国人政策の転換は結果として外国人居住者の滞在期間を長期化させ、外国人労働者をして、従来の「短期・出稼型」から「長期・移住型」へと転化せしめる。その意味で、1973年を画期として、西ドイツにおける外国人問題の態様をその前と後に二分するのが妥当であるように思う¹³⁾。そして前期を「ローテーション原則に基づく外国人政策の時期」と規定しておこう。それは次のような経緯を辿って展開する。

西ドイツ経済の発展過程を詳細に跡づけるのは本稿の目的ではない。ここでは外国人労働者雇用との関連で若干触れるにとどめる。1947年、アメリカのマーシャル・プランの提唱によって、西ドイツ経済はその復興と再編の第一歩を踏み出す。1950年代前半まで西ドイツは東ドイツおよび旧東部ドイツから約1,300万人の難民を抱え、これら膨大な移住人口が復興、再編の一翼を担うことで、労働力の需要をカバーした。したがって、この時期、その後が続く地中海沿岸諸国から大量の労働力募集は必要なかった。

1950年代の中期、西ドイツはいわゆる“経済の奇蹟”を迎える。経済成長率は1951年～1956年に年率平均9.4%、1956年～60年には6.6%と驚異的な数字を示す。その結果、爆発的な労働力需要が発生したが、供給がそれに追いつかなくなる。その理由は次の3点にまとめられよう¹⁴⁾。

第1に、西独国内の労働力構成の変貌である。教育期間の延長化傾向の増大、労働時間の短縮(1957年～1967年の間に、労働協約に基づく労働時間は週平均46.1時間から41.6時間に減少した)、労働人口供給の絶対的減少(戦後の出生率低下期世代の就業期到来及びそれに重なって戦争の犠牲によるドイツ人口の高齢化)などの諸要因が相乗して就業ポテンシャルティの上にマイナス的に作用した。

第2に、1955年の国防軍の創設があげられる。徴兵制が復活するとともに、50万人の兵役義務

13) 森廣正, 前掲書, 99頁。山本健児, 『『ガストアルバイター』と外国人政策』(『地理』第30巻第9号1985年) 37頁。

14) Ulla-Kristina Schulei-Hartje, a. a. O., S. 16.

服務者が労働過程から剝奪されることになった。

第3に、1961年のベルリンの壁構築がある。1961年8月13日、東独政府によって、突如東西ベルリンの間に南北40キロに及ぶ壁が構築された。それまで比較的自由であった東西ベルリンの交流は途絶した。東ドイツならびに旧ドイツ東部領から、東ベルリンを通過して西ベルリンに入り、そのまま西ドイツに移る難民の流れが一挙に停止したのである。1961年までに、およそ1,400万人が西側に亡命した。その中には、高質の専門労働者も多く含まれていたところから、この途絶は、西ドイツの労働力涸渇に一層拍車をかけることになった。

かくして、経済の急速な拡大、過度の資本蓄積テンポによってもたらされた労働力需要は国内の労働力市場のみでは到底賄い切れなくなる。とりわけ、非熟練、半熟練労働者の不足がとくに重労働、危険作業、健康障害の怖れある労働などを要する工業部門で顕在化した。このような情勢を背景として、いうなれば総資本の要請を受けた形で、西独政府は南欧地中海諸国からの外国人労働力の募集・仲介及びその統制を開始する。その任にあたったのは「連邦職業紹介・失業保険庁(Bundesanstalt für Arbeitsvermittlung und Arbeitslosenversicherung)」(1969年、「連邦労働庁(Bundesanstalt für Arbeit)」に改組)である。この機関は西独国内のみならず、いくつかの外国に事務所を設置し、外国人労働者の募集業務を組織的・体系的に開始する。それに先立ち、西独政府はこれら募集国の国々と次々に労働募集・仲介のための協定を結んでいく。逐年的にみると、1955年にイタリア、1960年にスペイン・ギリシア、1961年にトルコ、1963年にモロッコ、1964年にポルトガル、1965年にチュニジア、1968年にユーゴスラビアとそれぞれ協定が締結された。これらの国々の首都もしくはその他の主要都市に募集事務所が開設され、その地の応募者について、職業適性と健康診断の後、事務所がその資格認定を行ない、当該外国人労働者との労働契約、労働・滞在許可、西ドイツへの送り出しなどの業務を執行した。もちろん、西ドイツで就業した外国人のすべてが、これら募集機関の手になるものではない。ビザの形だけで入国して、労働許可を得られる可能性は充分にあったからである。さらに、EC内部では労働力の移動は自由であり、入国、労働、滞在に、なんの制限もないところから、募集機関を経由しない就労が多数存在しえたからである。

以上のような経緯によって、西ドイツにおける外国人労働者は急激に増加していく。1957年に約10万人であった外国人労働者は1960年には32万9,000人余に達し、1966年には131万3,500人に増加した。西独被用者人口全体の中で占める割合は1957年のわずか0.6%から1960年の1.5%を経て1966年には6.1%へと飛躍する。1966年から1967年にかけての景気後退で、その間約32万人の外国人労働者が減少し、上記の比率も1967年には4.7%と前年より1.6%ほど後退したが、68年には再び増加に転じ、10万人程の増がみられる。その後も増え続け、1972年には235万2,400人となり、1973年秋には最大の260万人に達した。だが、この年、いわゆる第一次オイル・ショックが世界経済の根幹を揺さぶり、先進工業国家群を一転、不況局面へと追いやることとなる。西ドイツの経済も手痛い打撃を受け、外国人労働政策も180度転換を迫られ、いわゆる外国人労働

働者の募集停止 (Anwerbestopp) が断行される。

1970年代の初期までの西ドイツにおける外国人労働者の趨勢は上記のような経緯を辿るが、そこに通底する西独政府の外国人政策の原理は、いわゆるローテーション原則 (Rotationsprinzip) といわれる外国人労働者の短期回転方針である。それは外国人労働者に対する労働許可 (Arbeits-erlaubnis) の法制度の中に集中的に表現されている。

周知のごとく、外国人労働者が西ドイツで就業するためには、労働許可証を必要とする。(ただし、EC加盟国からの外国人には適用されない)。労働許可には通常労働許可 (die allgemeine Arbeiterlaubnis) と特別労働許可 (die besondere Arbeiterlaubnis) の2種類がある¹⁵⁾。通常労働許可は労働許可規程 (Arbeitslaubnisverordnung) 第4項により最大限2年間を限度とする。労働許可の前提条件は労働促進法 (Arbeitsförderungsgesetz) 第2条第19項から導かれる。それによれば、労働許可は労働市場の状態と展開に従って、個々のケースを考慮して与えられる。この第19条の目的はドイツ人及び彼らと同等の立場の外国人労働者 (EC諸国からの労働者) の優先性を保障するところにある。すなわち、一般労働許可はドイツ人及びEC諸国関係者の職場に支障なき限り、授与されるという意味である。つまり労働市場に余裕ある場合にのみ労働許可が与えられるということである。労働許可規程第1条によれば、労働許可は特定企業の特定職種に対して交付される。通常は最初1年間有効のもの1回、以後2年間有効のものが2回交付される。こうして5年間中断なく就業した外国人労働者は申請により、それ以後は特別労働許可に切り替えられる。この特別許可においてはドイツ人及びEC関係者の優先性から独立するとともに、職種、企業の制限が含まれなくなる。また、西独国内のどの地域でも就業可能となる。この段階で外国人労働者は形式上、完全な職業選択の自由を獲得する。特別労働許可の申請要件は、過去5年間、継続的、合法的かつ被用的な就業に従ったことが証明されることである。もし、3カ月以上の中断がある場合は (失業手当もしくは生活保護費の給付を受けていた場合は除く)、あらためて5年の継続就業を始めから、やりなおさねばならない。特別労働許可授与後3年を経過し、普通労働許可の5年間と合計して8年間の継続就業の実績がある場合、申請により無期限労働許可が与えられる。

以上のような複雑で多層的な労働許可制度は、いうなれば50年代末から70年代初期にかけての西ドイツの外国人労働者政策の特質を制度的に表現したものである。それは雇い入れた外国人労働者をあくまで臨時的、一時的なものとして位置づけ、短期的に回転させることを意図したものであった。その状況については詳しく後述する。この段階での外国人労働者はガストアルバイターとよばれていた。ガストアルバイター (Gastarbeiter) とは客分労働者という訳語がもっとも

15) C. Haag, Die rechtliche Situation der Ausländer in der Bundesrepublik Deutschland, in: Ausländer bei uns — Fremde oder Mitbürger? (M. Frey, U. Müller Hrsg. Schriftenreihe der Bundeszentrale für politische Bildung, Bonn Band 186) S. S. 179-181.

適切であろう。客は来てはすぐ帰るから客であり、居ついたり、いわんや入籍したりするものではない。長くても数年間の下宿人か間借人にすぎないのである。この言葉は1962年頃から西ドイツで通俗的に使われはじめたという。もちろん、公式用語ではない。あくまで通称にすぎないが、当時の政府の基本方針をもっとも適切にいい表わしたものであった。だが、現実これら南欧系労働者は文字どおり客分（Gast）にとどまったであろうか。意図したローテーション原則はいくつかの点で破綻していく。この破綻の構造そのものの中に、次期の段階における政策転換の必然性が内包されていたのである。

すでにみたように、外国人労働者の労働許可は期限、企業、職種、地域において最初から5カ年間は厳重な制限の下におかれる。その場合、労働促進法が規定しているように、「労働市場の状態と展開（Lage und Entwicklung des Arbeitsmarktes）」に依存しているのである。西独政府の外国人政策はそういった企業や資本の利益を代弁し、執行したものであり、対外援助政策ではない。外国人労働者雇用の論理はあくまで「安価な労働力の確保」を目指す企業の論理である。これによって企業は莫大な超過利潤を保障され、あわせて国内労働力市場の需給関係を緩和させることによって、総体としての賃金抑制の機能を背負わせる。さらに、景気の変動に対応して、雇用の弾力性を確保するものとして、外国人労働者の労働許可制度ほど有効なものはない。外国人労働者こそ、まさに現代の産業予備軍であり、「景気変動の緩衝物」（Puffer der Konjunkturentwicklung）なのである。その意味で外国人労働者は西ドイツにおける基幹の労働力としてではなく、臨時的、補助的な「出稼ぎ型」労働者の形態にとどめることによって、企業の欲するままに「自由」に活用しうる労働力にはほかならなかった。ローテーション原則はその象徴であったといえる。

実際、1966年から1967年にかけての景気後退期において、約30万人程の外国人労働者が解雇され、帰国もしくは他の先進工業国へ移動している。ただ、そのような一時的な増減はあっても、西ドイツにおける外国人労働者は、オイルショック後の構造不況、高失業率の時代を迎えても、150万人以上を維持し続けている。それは結果として外国人労働者が西独労働市場の堅固な構成部分となったことを意味する。西ドイツの労働者は相対的に上昇し、熟練、基幹、管理的労働に従事する「労働貴族」へと転化する。彼らは低賃金、重労働、単純、未熟練などの形容詞のつく仕事には、たとえ失業しても、もはや就こうとしない。その意味で外国人労働者は単なる産業予備軍の位置から、西独経済にとっての不可欠の要素、生産構造そのものの構成部分として位置づけられることになる。このように西ドイツにおける外国人労働者の態様の変化を決定的にしたのが1973年の第一次オイルショックであり、その後の低成長、構造不況であった。それとともに、西独公権力の外国人政策は基本的な方向転換を経験する。

(a)－3 統合原則 (das Integrationsprinzip) の段階——70年代後半以降——

1973年の第一次オイルショックが先進工業国家群に与えた経済的インパクトは大きい。西ドイツも例外ではなく、経済の奇蹟を誇った過去20年の実績もここに終焉をとげる。以後、連邦政府の外国人政策もこれまでと180度転換するとともに、いくつかの法令が公布され、そしてまた、いくつかの政策提言が公表されていく。その概略を連邦政府内に設置された「外国人問題委員会」による「外国人政策報告」(Bericht zur Ausländerpolitik)を参照しながら辿っておきたい¹⁶⁾

西独政府の外国人政策の抜本的転換は1973年11月23日に発令された、いわゆる募集停止 (Anwerbestopp) に始まる。これはいうまでもなく、それまでの無制限に近い労働力の流入にブレーキをかけることを意図したものである。ただし、イタリア人はEC加盟国として、入国も労働も制約を受けない。さらに、この募集停止はあくまで外国人が労働者として来独することを認めないだけで、すでに在独する外国人の係累 (Angehörige) の流入を規制するものではないが、ともかく新規の外国人労働の公的募集は停止され、連邦労働庁の海外募集事務所は閉鎖された。これによって以後、外国人労働者の数は傾向的に減少しはじめる。だが、上記のごとく、募集停止

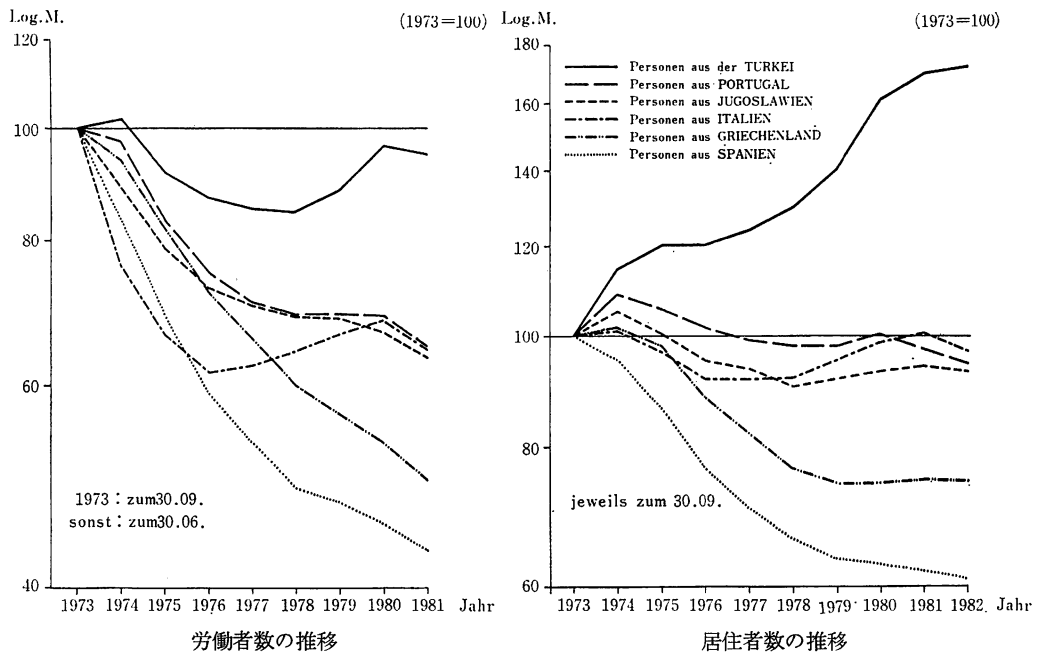


図1 外国人労働者数, 外国人居住者数の推移 (1973~1981)
Geographische Rundschau 2/83, Westermann, Braunschweig 1983, S. 48転写。

16) Bericht zur Ausländerpolitik (Der Beauftragte der Bundesregierung für Ausländerfragen 19, März 1984)

は外国人の係累の入国を規制するものではないため、外国人労働者の数は減っても、外国人の数そのものは必ずしも同じ傾向をたどらない。図 1 は外国人労働者及び外国人居住者の推移を明示したものである。これで見ると、労働者の数は1973年を100とした場合、トルコ人の微減を除いて、どの外国人も大幅な減少をみせているが、居住者の方はトルコ人の倍増、スペイン人、ギリシャ人の減少を除いて、ほぼ横這いの推移が伺われる。これには2つの要因の作用が考えられる。第1に、新規募集が停止された以上、ひとたび職を離れて帰国すれば、西ドイツでの再就職は不可能に近い。とすれば、外国人労働者は可能なかぎり就労に固執するであろうし、たとえレイ・オフされても次の雇用機会を待って滞在を希望し続けるであろう。第2に、滞在期間の長期化につれて、外国人労働者は故郷の家族の呼び寄せを始める。外国人労働者の子弟にとっても、親のいる西ドイツに行けば地元にいるより就労の可能性もあると判断するのは自然である。このような滞在期間の延長と家族の呼び寄せによって、労働市場の緊張のみならず、外国人の増大にとまなう社会的諸問題の激化に対処するため、募集停止に加えて家族の呼び寄せにも歯どめをかけるべく、一連の厳しい制限措置がとられていく¹⁷⁾。

最初の措置は、1974年11月13日に出された、いわゆる期日指定制(Stichtagsregelung)である。これは1974年12月1日以前に西ドイツに來住した外国人青年にのみ労働許可を与えるという制度である。これによって、西ドイツに働く親の所へ行けば、なんとか仕事にありつけるだろうという期待をもった外国人子弟の流入を喰い止めようとしたが、決定的な効果はなかった。この措置は社会的、人道的な諸問題から1976年12月31日まで実施が延期された。だが、問題はひき続いて発生した。18歳未満の、したがって労働を目的とせず親のいる西ドイツに入国した外国人青少年少女も、年月が経てば労働能力をもった成人となる。彼らは期日指定に抵触するため労働許可が認められない。これは社会不安の温床ともなりうる由々しい社会問題であり、人道的にも許されぬという世論が起り、1979年4月1日結局、期日指定制は撤廃される。それに代る待機期間制(Wartezeitregelung)が採択された。これはドイツ人およびEC加盟国民の労働市場における優位性の条件つきで、1974年以降に入国した外国人でも、青年の場合は2年間、配偶者の場合は4年間の待機期間を経れば労働許可が与えられるという制度である。

さらに、人口膨脹地域でとみに尖鋭化してきた諸問題を回避するため、1975年4月1日以降、過密地域への外国人の流入を制限する措置がとられる。この流入禁止(Zuzugssperre)の措置は外国人比率が12%以上の地域に適用されるが、もっと低い外国人比率の郡や市町村に対しても、提議することはできるものである。だが、この措置は実際にはほとんど効力を発揮しなかったので1977年6月撤廃された。その他、外国人労働者の不法入国、不法労働に対処するため、上記の諸措置と並行して、労働促進法と労働者引渡法(Arbeitnehmerüberlassungsgesetz)の中に

17) M. Frey, Ausländerpolitik in der Bundesrepublik Deutschland, in: Ausländer bei uns—Fremde oder Mitbürger? (M. Frey, U. Müller Hrsg. Schriftenreihe der Bundeszentrale für politische Bildung, Bonn Band 186) S. S. 90-91.

1975年7月1日から、新しい、より厳格な罰則、罰金規程が付加された。

このような外国人労働の閉め出し策を打ち出す一方、「特殊・出稼ぎ」型から、「移住・定着」型への就労形態の変容に対応して、新たな外国人政策の展望が要請されるようになる。1976年7月1日の労働大臣会議の結論によって、連邦・州からなる委員会が召集され、そこで外国人の就労に対する、とくに家族の呼び寄せ、滞在権、社会的統合及び帰国などの諸問題に対する、包括的な素案の作成が委託された。1977年に委員会の結論が勧告の形で公表された。この素案の基本的な立場は①ドイツ連邦共和国は移住受け入れ国 (Einwanderungsland) ではない、②外国人労働者の募集停止は長期的にも、堅持されなければならない、③ドイツ連邦共和国では長期的にも、外国人労働者の就労は続くであろう、④ドイツ連邦共和国に居住する外国人労働者ならびにその家族の帰国促進が強化されるべきである、⑤外国人労働者ならびにその家族は社会的法的地位を保証され、ドイツ社会に統合された生活が可能となるべきである、⑥外国人就労政策においては将来、とくに連邦共和国で成長した第二世代の諸問題に留意すべきである。この原則に基づいて、滞在許可規程・労働許可規程の改善、言語教育の促進、住宅整備、学校教育・職業教育の強化、政治参加の促進などの具体的プログラムが勧告された¹⁸⁾。

外国人労働者の移住労働者化への変容を端的に示唆する数字は彼らの西ドイツにおける滞在期間の延長化である。表1は1973年と1980年間の、滞在期間の変動を国籍別にみたものである。おしなべて、滞在期間の長期化がみられる。ただ、国別によって時間的な落差がみられるのは、募集締結の時期のズレと、家族の呼び寄せによるものと推定される。たとえば、トルコ人は1980年現在、滞在10年以上のものが24%弱となっているのは、彼らが60年代末になって、大量に来独したからである。彼らの40%が6年未満であることは募集停止後、家族の呼び寄せ、当地での出生によることを意味している¹⁹⁾。このような外国人労働者の変容過程の中で、これまでの労働市場政策偏重の外国人政策に対する根本的な見直しが迫られ、社会政策的視点の導入が求められてきたのである。その具体例が1979年9月に出された、いわゆるキューン・メモランダム (Kühn Memorandum) である。これはノルトライン・ヴェストファーレン州の元首相ハインツ・キューン (Heinz Kühn) がメモランダムの形で公表した外国人政策に対する新しい提言である。メモランダムは「ドイツ連邦共和国における外国人労働者とその家族の統合の状況とさらなる展開」(Stand und Weiterentwicklung der Integration der ausländischen Arbeitnehmer und ihrer Familien in der Bundesrepublik Deutschland—Memorandum des Beauftragten der Bundesregierung—) と題され、ここに公式に統合という概念が用いられるにいった。キューンはこのメモランダムで「事態はもはや回帰不能点まで発展しており、西ドイツに生活している外国人労働者ならびにその家族に対する社会的責任は、その時々々の労働市場の問題のみで

18) Bericht zur Ausländerpolitik, a. a. O., S. S. 11-13.

19) Ulla-Krististina Schuleri-Hartie, a. a. O., S. 21.

表 1 国籍別滞在期間別在西独外国人数の推移 (1973年, 1980年の比較)

滞在期間	年次	外国人総数(%)	ギリシャ (%)	イタリヤ (%)	ユーゴスラビア (%)	ポルトガル (%)	スペイン (%)	トルコ (%)	その他 (%)
1 年未満	1973	472,5(12.2)	21,2(5.3)	61,9(10.0)	75,9(11.3)	26,1(23.4)	30,6(10.7)	164,6(18.4)	92,2(10.6)
	1980	362,8(8.1)	6,4(2.2)	40,6(6.6)	21,2(3.4)	2,6(2.3)	3,1(1.7)	143,8(9.8)	145,1(12.6)
1 年~4 年	1973	1,549,1(40.1)	156,4(39.2)	202,8(32.6)	329,4(48.9)	52,7(47.2)	102,2(35.7)	432,2(48.4)	273,4(31.3)
	1980	756,8(17.0)	24,5(8.2)	104,5(16.9)	65,0(10.3)	12,2(10.9)	10,6(5.9)	292,4(20.0)	24,6(21.5)
4 年~6 年	1973	713,2(18.5)	80,1(20.1)	132,0(21.2)	172,5(25.6)	14,8(13.2)	48,5(17.0)	157,1(17.6)	108,2(12.4)
	1980	384,2(8.6)	20,3(6.8)	42,2(6.8)	42,8(6.8)	12,6(11.2)	9,2(5.1)	163,4(11.2)	93,7(8.1)
6 年~8 年	1973	246,4(6.4)	29,9(7.5)	52,3(8.4)	36,7(5.5)	7,7(6.9)	20,2(7.1)	45,2(5.1)	54,4(6.2)
	1980	619,3(13.9)	29,8(10.0)	64,2(10.4)	94,3(14.9)	29,6(26.4)	20,4(11.3)	276,2(18.9)	104,8(9.1)
8 年~10 年	1973	253,0(6.6)	44,0(11.0)	50,1(8.1)	17,4(2.6)	6,8(6.1)	31,6(11.0)	57,1(6.4)	46,0(5.3)
	1980	646,9(14.5)	50,3(16.9)	74,3(12.0)	117,0(18.5)	23,9(21.3)	28,6(15.9)	239,0(16.3)	113,8(9.9)
10 年以上	1973	624,1(16.2)	67,9(17.0)	123,0(19.8)	41,4(6.1)	3,5(3.1)	53,0(18.5)	37,3(4.2)	298,0(34.2)
	1980	1,683,3(37.8)	166,0(55.8)	292,0(47.3)	291,5(46.1)	31,5(28.0)	108,1(60.1)	347,7(23.8)	446,5(38.8)
合 計	1973	3,858,3(100.0)	399,2(100.0)	622,0(100.0)	673,3(100.0)	111,7(100.0)	286,1(100.0)	893,6(100.0)	872,4(100.0)
	1980	4,453,3(100.0)	297,5(100.0)	617,9(100.0)	631,8(100.0)	112,3(100.0)	180,0(100.0)	1,462,4(100.0)	1,151,4(100.0)

人数単位 (1,000人)

L. Trommer, H. Köhler, Ausländer in der Bundesrepublik Deutschland — Dokumentation und Analyse amtlicher Statistiken—

S. 189. Tab. B 5 より作成。

はありえない²⁰⁾ という認識に立って、“その場しのぎの統合”ではなく、一貫した統合政策 (konsequente Integrationspolitik) を樹立すべきであると主張し、具体的に次の諸項目を提案する。①事実上の移民の承認、②統合措置の強化、③ゲッター形成の防止措置、④外国人青少年の職場進出と教育要求の承認、⑤西独生まれ西独育ちの子弟の帰化条件の緩和、⑥外国人関係法規、帰化手続きの再検討、⑦外国人の政治的権利の強化、⑧社会的相談機関の設置、などの諸提案である。当時は社会民主党と自民党の連合政権の時で、ここには西独社民党 (SPD) の進歩的立場が、かなり鮮明に出ている。統合政策はとりわけ、外国人の第二、第三世代の教育、就労問題をめぐって活発な論議を呼び、いくつかが実行に移されていった。

外国人政策の重心が労働政策から社会政策へとシフトしていく中で、1982年10月、政権の交替が進み、キリスト教民主同盟 (CDU) と自民党 (FDP) の連合時代を迎える。西ドイツ政府の外国人に対する基本政策はこの政権交替前の1982年2月、議会での活発な政党間の討議を踏まえて、すでに次の3点で統一されていた²¹⁾。

1. 西ドイツへのこれ以上の外国人の流入を実効的に制限すること。
2. 帰国促進を強化すること。
3. 長期滞在の外国人の経済的、社会的統合をはかるとともに、滞在権について、より精密に規程化すること。

この原則そのものは保守政権にも、そのまま引きつがれていく。しかし、前政権を代表するキューン・メモランダムが社会政策面を重視し、統合に力点を移そうと試みたのに対し、新しい政権は滞在許可、家族の呼び寄せなどについて、より制限的な方向を打出し、逸脱に対する規制を強化する方針を明確にしている。1982年10月、政府の諮問機関として「外国人政策委員会」が設けられ、翌1983年2月報告書を提出しているが、この報告書の基本的トーンは上に記したような方向で、キューン・メモランダムから大幅な後退をみせている²²⁾。新しい政権の外国人政策は制限や規制の強化によって、外国人の数を可能なかぎり抑えるとともに、帰国をあらゆる手段で促進するところに力点がおかれているようにみえる。その結果が1983年の「帰国促進法」である。

こんにち、西ドイツが多くの外国人を導入し、社会の底辺労働を担う補助的、補完的役割を押しつけながらも、基本的には国内労働者と同じ権利を保障し、さまざまな社会保障を授与していることは間違いない。好況の時代には、彼らはむしろ税や掛金の形で徴収されながら、その受給とのバランス・シートは完全に出超であった。募集にあたって身体検査と面接によって選別された健全な青壮年層に、健康保険や老齢年金は負担が先行し、受給は相対的に少なかったのは当然である。だが、経済不況の構造化と新技術の開発、採用は次第に不熟練労働力の需要を低下させていく。こうして、まず真先に減になるのは外国人労働者である。かくなれば彼らはこれまでの

20) Bericht zur Ausländerpolitik, a. a. O., S. 15.

21) M. Frey, a. a. O., S. 98.

22) Bericht zur Ausländerpolitik, a. a. O., S. S. 25-31.

各種保険の負担者から受給者へと次第に転化していく。その負担は逆に西ドイツの企業や労働者のものとなり、広い意味で西独国民の肩にかかってくる。国民の中の比較的保守的な部分を代表する新しい政権がこの点をいつまでも看過するはずはない。いわゆる「帰国促進法」はこうした背景から生まれたといえよう。

1983年11月、ドイツ連邦議会は「外国人の帰国用意の促進のための法律」(das Gesetz zur Förderung der Rückkehrbereitschaft von Ausländern) を可決した。これが「帰国促進法」と邦訳されたものである。これによって帰国意志をもった外国人労働者が母国へ帰ろうとする場合、いかなる給付を受けることができるかを明示したのである。ただし、帰国意志ある外国人すべてにこの法は適用されるわけではない。いくつかの制限規程が設けられており、この制限規程そのものの中に、法制定者の意図が垣間みえるのである。法の内容は大別して「帰国援助金」(Rückkehrhilfe) と「年金自己負担分の返還」(Erstattung der Rentenversicherungsbeiträge) に分けられ、それぞれについて、いくつかの規制条項が加えられている²³⁾。「帰国援助金」については次のような制限規程がある。

第1に、受給資格の制限である。援助金の対象者はユーゴスラビア、ポルトガル、スペイン、トルコ、チュニジア、モロッコ、韓国などの国々からの労働者に限られる。さらに、上記外国人であって、1983年10月30日以降に企業の閉鎖または倒産によって失業したもの、および申請前少くとも6カ月間短期間労働を余儀なくされたものが申請資格を有する。したがって長期失業状態にある外国人労働者は適用を除外される。加えて、申請者が自分を含めて家族ぐるみで永続的に(auf Dauer) 帰国することが条件となる。このように帰国援助金の資格要件は二重、三重に限定されているのである。

第2に、帰国援助金の支給額の制限である。帰国援助金の金額は本人の場合10,500マルク、子供1人につき1,500マルクが追加される。これは基本額を示すものであり、失業の2カ月目から、この基本額は減額されていく。受給金額も限定されているのである。

第3に、時間上の制限である。帰国援助金の申請は1984年6月30日までに、所轄の労働事務所に届けなければならない。そして出国最終期限は1984年9月30日である。このように、援助金支給について、いくつかの制限が設けられており、この措置の恩典を受ける外国人は限られたものとなる。

年金積立金の自己負担分の返還についても、帰国援助金とほぼ同様の制限がつけられる。返還の申請期限は援助金の場合と同じく1984年6月30日であり、出国は同年9月30日を最終日とするとともに、永続的な帰国が義務づけられる。受給資格者の国籍、就労関係なども援助金の場合と同様である。年金自己負担分の返還は通常2年間の待機期間を要するが、帰国を条件に、即座に支払われる。

23) Ebenda S. S. 33-34.

このように、さまざまな制限条項を含みながらも、帰国促進法によって帰国した外国人は約30万人と推定されている²⁴⁾。これはまさに、失業の増大に悩む西ドイツ政府の苦肉の策であったとともに、一時的な国庫負担があっても、長期的には国や企業の社会保障費負担の軽減に結びつくという計算があったからにはかならない。その意味で、帰国促進法はこんにちの西独政府の外国人政策を象徴するものである。可能な限りの外国人を帰国させ、残余の外国人は統合政策によって、ドイツ社会に適應させ、縁の下の力持ちとして体制内化させるという方向である。ここに、いわゆる統合政策（Integrationspolitik）の問題性があるとみなければならない。「統合」が外国人をしてドイツ人と同等の権利をもった存在として、ドイツ社会が提供するあらゆる可能性を享受し、かつ、独自の民族的アイデンティティを保証する方向へと具体化するか、それとも、外国人を西独社会の底辺層に釘づけしながら、同時に体制内化を策する、いわゆる“ドイツ化”（Eindeutschung）もしくは“ゲルマン化”（Germanisierung）の手段と化するかは、西独国民の、したがってまた西独政府の動向に依存するとともに、外国人労働者自身の主体形成の如何にもかかっているといわなければならない。いずれにせよ、西ドイツの外国人政策はいま、大きな転換期を迎えていることに異論はない。

(b) 西ドイツにおける外国人労働者吸引の論理と提供国における排出の論理

これまで西ドイツにおける外国人労働者の問題を、主として連邦レベルの外国人政策の展開を追いつながり、時系列的にその経緯を辿ってみた。すでにその中に、外国人労働力を必要とする西独労働市場の需給構造の動向が含まれており、その本質についてはいくつかの点で触れている。ここではそれを総括する意味で、外国人労働力を吸引する側と排出する側の両者に分けて、それぞれの側がもっている固有の内在的論理を整理しておきたい。

(b)ー1 外国人労働力吸引の論理

1950年代末から現在にいたるまで、西ドイツは数百万人にのぼる外国人労働力を主として地中海沿岸諸国から受け入れてきた。1970年代中頃を画期として、外国人政策をローテーション原則から統合原則へとシフトさせていったが、その底には一貫して基本的な論理が作動していたといえる。それは一言にしていえば、経済的には利潤と採算の論理、社会・政治的には支配の論理であるといえるだろう。

こんにち、外国人労働者をさまざまな形で導入している先進工業国は、いうまでもなくその基本的体制において資本主義である。外国人労働者吸引の論理は資本制生産そのものに内在する。資本主義生産の現代的表現は一方における資本の国際化＝多国籍企業の発展と他方における労働力の国際化＝国際的な労働力移動の中に見出すことができる。その意味で外国人労働力の導入はなによりもまず資本＝企業の利益が第一義的となるのはいうまでもない。もちろん、この場合の

24) 森廣正, 前掲書 142頁。

資本の利益は個別企業とともに、それらの総体としての総資本の利益をも含むものである。外国人労働力の導入は一般的には資本蓄積にとって必要な労働力のリクルートであるとともに、外国人という労働力商品の購入たるところに、特殊的条件が包蔵されていることに注目しなければならない。

一般的にいて、労働力の移動は経済成長、いかえれば資本蓄積とそれともなう労働力需要の増大と密接な関連をもって進展する。マルクスを引用するまでもなく、資本の蓄積過程をみると、資本の有機的構成の高度化によって、可変資本部分是不変資本部分に対して相対的にたえずその構成比を低下させながら、絶対的には増加する。このことは労働力需要の絶対的増大を意味する。マルクスはまた、資本主義的経済政策の本質的要素の1つとして、一定数の非就業的労働力がたえず労働市場に供給され続けていることを指摘している。それを相対的過剰人口＝産業予備軍（industrielle Reservearmee）とよんだのは周知のところである。それは資本が必要なとき、いつでも使える人間材料²⁵⁾であるとともに、就業労働者の賃金やその社会的労働的諸条件の圧迫の機能をもたせるためにも、必要な存在なのである。この産業予備軍がどの程度供給される必要があるかは、その時々を経済発展と景気の動向とともに、就労人口の割合や絶対量に依存する。ところでこのような産業予備軍の維持を人為的に操作することは極めて困難である。その可能性の1つは国家レベルでの人口操作であるが（家族計画によるか、子供の数を増やすべく国家的支持を与えるかの方法で）、これは長期的な経過の中でしか実現可能性は乏しく、急激かつ変動きわまりない経済の要請にはどうも応じ切れない。それに代って、第二次大戦後、西ヨーロッパで実施されたのは労働力の国際化である。これによって、変転極まりない需要に応じうるだけの産業予備軍の維持が可能になると考えられた。このようにして外国人労働者は産業予備軍としての機能を果すのである。

ここであらためて指摘するまでもなく、西ドイツにおいて、通常、外国人労働者という場合の外国人とは、西ドイツ以外の国から来ているもの一般を指すわけではない。それは1950年代後半から、西ドイツが労働庁の出張所を設置して労働力の導入を公的に推進した、いわゆる募集国（Anwerbeländer）からの外国人労働者を指す。これら地中海沿岸の募集諸国内の、さらに低開発地域からきた外国人労働者というところに、一般的な産業予備軍のリクルートという意味に加えて、特殊外国人労働力たることの利益が増幅される。特殊的利益は次の4つが考えられる。

第1に、格差の利益である。上記したように、西ドイツと募集諸国との間には、大きな経済力の格差がある。資本はこの格差を利用して、彼ら外国人を低賃金で雇用し、莫大な超過利潤をあげることができる。外国人労働者の低賃金は国内労働者の賃金水準に対しても抑制的に作用し、資本にとって有利な状況が生まれる。

第2に、差別の利益である。外国人、とりわけEC加盟諸国以外からの労働者は、法的、政治

25) マルクス『資本論』第1巻第4分冊，社会科学研究所監修，新日本出版社 1983年 1087頁。

的さらに社会的に、さまざまな差別の下にある。労働許可、滞在許可1つをとってみても、そのことは明瞭である。必要な時、いつでも雇い入れながら、不必要な時、レイ・オフしやすい条件が大きいのは外国人労働者である。これはわが国の労働市場における臨時雇、パートタイマー、学生アルバイトなどの就労構造に類似したものであり、外国人労働者が景気変動の緩衝 (Puffer) といわれる所以がある。さらに、彼らは言語や教育システムの相違を理由に、本国での取得資格や習得スキルは一切無視され、単純、非熟練労働の分野だけが開放される。低賃金で非魅力的な重労働分野に、賃金水準や生活水準の上昇したドイツ人は次第に背を向けはじめ、この分野に労働力不足が集中する。外国人労働者はしばしばドイツ人の就かない労働分野の穴埋め (Lückenbüßer) といわれるが、そこでも制度化された差別がフルに機能する。一般的な産業予備軍としての外国人労働者の機能が、差別によって補強され、増幅されて資本にとって、きわめて有利に利用される。

第3に、節約の利益である。外国人労働者を労働力として導入利用することは、いくつかの領域で経費の節約となり、総資本の立場からも、きわめて有利であることが主張される²⁶⁾。まず第1に、労働力の再生産費の節約がある。外国人労働力を導入した場合、彼らが出生から労働力として活用するまでの養育費、教育費のすべてを移出国に負担させることで、雇用国は労働力の再生産費を節約することができる。第2に、外国人労働者は導入後においても、各種のインフラストラクチャーの節約になる。募集国の現地事務所において実施される厳重な身体検査によって、相対的に健全な労働力の選別が行なわれる結果、罹病率は低い。年齢的にも青壮年層を主体とし、いわゆるローテーション原則によって、短期回転をはかるので、老人ホームの需要は少ない。単純、未熟練労働のゆえに、知識や技能の習得、向上のための機関は不要である、かくして、病院、老人ホーム、教育機関などの施設を特別創設する必要性が少なければ、総資本の立場からみても、支出の節約となる。

第4に、寄与の利益である。これは節約の利益と表裏の関係に立つ外国人労働力導入の利益である²⁷⁾。「外国人はドイツ人と同じ権利と義務を有する」という平等原則があり、彼らも各種の負担を対等に負わなければならない。第1に、租税負担である。税法によって外国人も就業後6ヶ月目から、無条件に税負担が義務づけられる。その上、外国人の場合、規則の複雑さ、役所への物おじ (Behördescheu)、形式への無知、ドイツ語の不自由などの理由から、税の控除や節約のための手続きをとらないケースが多い。こうして必要以上の税負担を背負うことになる。第2に、各種保険負担である。外国人労働者の場合、養老保険、健康保険、失業保険などの各種保険金はその中の多くがかけ捨てになる割合が大きい。つまり拠出した金額に比べて、受給する額が小さいのである。とりわけ、養老保険の支払いにおいて両者の差は極めて大きいという。この

26) C. Arin, Analyse der Wohnverhältnisse ausländischer Arbeiter in der Bundesrepublik Deutschland — Mit einer Fallstudie über türkische Arbeiterhaushalte in Berlin-Kreuzberg — (Dissertation zur Erlangung des akademischen Grades Doktor-Ingenieur 1979) S. S. 17-20.

27) Ebenda, S. S. 20-22.

ように、税も保険も外国人は負担の出超となる。

外国人労働者を吸引する要因は個別資本にとっても総資本にとっても、以上のように一般的には高成長期において労働市場における需給を緩和する必要性とともに、外国人（とくに低開発途上国からの外国人）を導入することにともなう特殊利益性の両方が相乗的に作用したと考えられる。しかし、外国人労働力の導入には、このような経済的要因に加えて、政治的、社会的な要因も働いたことをみのがしえない。それは一言にしていえば「支配」の要因といえるだろう。外国人労働力の導入によって、国内労働力は高質かつ相対的に高賃金で社会的により上位のものへ上昇するとともに、その中の相当部分がサービス部門に移行する。これが次第に構造化されるにつれて、労働市場には外国人専用といえるような部分マーケットが成立してくる。このようにして、労働者階級の内部に格差と分裂が招来される。外国人労働者に対する制度化された差別や彼らの低劣な社会的地位は国内労働者に上昇意識や格差意識を植えつけていく。かくして国内労働者は体制内化されていく。外国人労働者の導入はその意図の有無は別として、分断支配の実をあげるのである²⁸⁾。

(b)ー2 外国人労働者排出の論理——トルコを事例として——

外国人労働力の導入は一方において、それを需要する側の吸引要因があるとともに、他方においてそれを送り出す側の排出要因がなければならない。もちろん、提供国といっても一様ではない。トルコや南イタリアでは就労先のない過剰な非熟練労働力の存在、資本の欠亡、低い技術段階などの特徴をもつのにに対し、ポルトガル、ギリシャなどは工業化の初期段階にある開発開始国（Schwellenländer）に位置づけられる²⁹⁾。トルコでは深刻な経済危機、工業化政策の欠如に加えて高い出生率、国内的政治不安などの要因が重なって、とくに流出圧力が強かった。

トルコをも含めてこれら地中海沿岸諸国は自国の余剰労働力をそれが欠如した国々へ提供することによって、雇用問題の解決、これら大量の国外出稼ぎ労働者からの送金による国際収支の改善や工業化資金の調達、帰国者による習得技能の工業化への寄与などのさまざまな期待をこめて、募集の申出に合意した。これらの期待やそれを支持する主張については、すでに批判が加えられているが³⁰⁾、ここでは主として、労働力移出の背景について、代表的な提供国の1つであるトルコを事例として概観しておきたい。以下自らもトルコ出身の在ベルリン都市計画家 C. アリンの研究成果を参照しながら、この問題について2つの視点からアプローチしておく³¹⁾。

(b)ー2ー1 トルコの社会経済的現実

国際収支の赤字と外国借金のたえざる増大、周期的な通貨切下げと高インフレ率、慢性化した

28) Ebenda, S. S. 16-17.

29) Ausländer, 前掲書註12) S. 3.

30) C. Arin, a. a. O., S. S. 23-31.

31) Ebenda, S. S. 31-38.

失業、拡大の一方をたどる階級間格差など、トルコが当面抱える社会的経済的諸問題はその責の大半を長年にわたる時代錯誤の経済政策、工業政策に帰することができるとされる。ここでの政策の主導原理となったのは、国内資源の動員と組織化ではなく、外国借款の増額、外国資本の投資促進などであった。その結果、トルコの産業構造は輸入依存型、消費志向型に傾斜し、それが慢性的に増大する赤字の大半の原因となった。国際経済の視点からみて、トルコ経済は破産寸前の様相を呈しており、1970年代の初期、貿易赤字は乗数的に増大する一方、同じ時期、外貨準備高は4億ドルにまで落ち込んだ。この状態は1977年段階、トルコ出稼ぎ労働者が外国から送金した約10億ドルにのぼる送金を差し引いた勘定なのである。その結果、国内経済は破局に直面していく。1973年から1977年にかけて、インフレ率は年平均23.6%に及び、1977年1年だけで36.6%に達した。トルコ・リラの価値は1975年4月から1977年末にかけて12分の1に低下した。トルコの役所統計でも、家賃額は1976年と1977年の2年間だけで116%へとね上がった。給与の上昇はインフレ率をはるかに下回り、とくに低所得階層の実収入はドラスティックに低下した。失業率は公式統計でも、長年にわたり15%を常に上回る数字を示してきた。季節的な失業や第一次産業の中に潜在化した過剰人口を加えれば、事実上の失業率はさらに上回り、失業者数は400万以上、就労可能人口の20%に達するといわれる。

一方、人口増加率の方は1963年から1972年にかけて、年率平均2.7%で推移している。推定によれば1995年まで年平均増加率は2.4%を保持するだろうといわれる。1975年現在、15歳以下の年齢層が全人口の41%を占めており、トルコが多産人口国で相対的に年齢構成が若いことが知られる。また、同年、全人口の51.4%が就労年齢人口（15歳～64歳）にある。総人口4,000万人強のトルコ人の約2,200万人が就労年齢人口であるとすれば、そのうち約1,600万人が就労するものと推定された。

国民総生産額は1973年当時、1人当たり566.43ドルにしかすぎず、同じ年、ギリシャは1,327ドル、イタリア1,987ドル、そして西ドイツは3,739ドルに達している。トルコは西ドイツの6分の1以下であることが分かる。ただし、この数字は平均値であり、配分の問題に立ち入ると、さらに別の事態に逢着する。トルコは階級間格差がもっとも大きい国の1つといわれる。1973年現在、トルコの下層に属する人口は総人口の中では40%を占めながら、国民総所得のわずか12%しか配分されていない。年所得2,500トルコ・リラ以下の最下層の所得層には、280,463世帯（全世帯数の4.1%に該当）が属しているが、彼らは国民総所得の0.3%を受け取るのみである。それと対照的に年所得200,000トルコ・リラの最上層の階層は世帯数にして45,095世帯で全体のわずか0.6%を占めるにすぎないが、国民総所得の実に10%を独占している。そこから導き出される結論は、人口の大半が所得において平均以下であるという事実である。

所得配分の不均衡を産業部門別の所得配分でみてみると、1973年現在、第一次産業人口（農業が中心）が全世帯の半数を占め、国民所得全体の43.8%を配分されている。典型的な低開発農業国であることを示す数値である。第一次産業は、いまなお、圧倒的に原始的な生産方法で営まれ

ており、加えて天候に左右される結果、経済全体の成長率を不安定ならしめるのである。加えて、人口増加率をはるかに上回る都市人口の急激な膨張は都市問題の深刻化をもたらしている。

以上を総括すれば、次のごとくなろう。こんにち、トルコ国内で急増している社会経済的諸問題——それは低開発途上国に共通し、その経済の後進性に起因するものだが——と、それに平行して、国際的には西欧先進工業諸国へのトルコの経済的依存性とは、悪循環的に相乗していることを、上記の諸指標は示している。そしてこの社会経済的現実が国外への出稼ぎ労働へとトルコ人を馳り立てる背景となっているのである。

(b)－2－2 トルコにおける労働力国外排出の動因

トルコ人を国外出稼ぎへと馳り立ててきた主要動機は、上記したような社会経済的現実から、もたらされる経済的理由である。すなわち、その矛盾が集中的にしわ寄せされた階層の強いられた選択であったといえる。具体的には、農民層分解によって農村において析出された没落零細農民や都市の底辺を構成する顕在的潜在的過剰人口＝ルンペン・プロレタリアートである。

トルコ農村における農民層分解については A. N. ギュルバーカは詳しいデータを駆使してその状況を報告している³²⁾。第二次大戦後、トルコは西ヨーロッパ先進工業諸国の食料・原料供給国として経済発展を目指すという方針が経済政策の原則となり、財政資金もそれに沿って、農地拡大、農業基盤整備、機械化・大型化の方向に大量に投入された。だが、その資金は圧倒的に大地主、大農場経営者に向けられ、弁済能力に乏しい零細農民には、ほとんど回らなかった。大地主、大農場経営者はこうした低金利の貸付金、加えて農産物への支持価格、投資拡大に対する税優遇措置などに支えられて急速に資本蓄積を進めていった。一方、近代化資金から見放された零細農民は旧来の手法で農業を続けねばならず、両者の格差は次第に開いていく。1952年現在、全農民の62.14%を占める零細農民の手中には全農地の18.64%しか帰属せず、一方、わずか1.5%の大富農の手に、全農地の4分の1が占められ、36.73%の中層農民が60%を所有しているという状況であった³³⁾。零細農民の負債は年々増え続け、消費面にまで拡大していった。低利な国の貸付けでハンディをつけられた彼らは、高金利の民間金融に依存するようになり、あげくの果て、自らの土地を大農場経営の地主にとり上げられる破目となる。土地を喪失した零細農民の一部は大農場農地の周辺地とか、荒蕪地へ行って、新しい土地を開墾し、原始的な道具を使って細々と生計を立てていくが、大部分は大農場経営の農業労働者となるか都市へ流出した。ここでの土的喪失農民の都市への流出は先進工業国の場合のように、都市工業の労働力需要によって発生したのではなく、農村での生活条件の破局が農村からの逃散を強制したのである。流出先は都市であろう

32) A. Necati Gürbaka, Die sozio-ökonomische Entwicklung seit der Gründung der Republik und die Ursachen der Arbeitsemigration, in: morgens Deutschland abends Türkei (Kunstamt Kreuzberg Hrsg. 1981) S. S. 80-88.

33) Ebenda, S. 88.

と外国であろうと構わない。彼らが農村部から直接に、外国へ出稼ぎに出るか、ひとたび大都市へ流出し、そこで募集に応じるかはケース・バイ・ケースである。要するに、農民層分解によって土地を喪失した没落零細農民もしくはそれに準じた下層農民の強いられた選択として、彼らの外国出稼ぎがあったわけである。

一方、都市の実状はどうか。農村から都市に排出された土地喪失農民が、都市においてまず遭遇するのは職場と住居の問題である。彼らは都市周辺の公共用地や時には私有地の上に、仮設住居を自らの手で造りあげる。原語でこうした掘立小屋を“Gecekondu”と称し、これは“一晩で建てた”という意味であるという。トルコの法律では、それがたとえ不法建築であっても、ひとたび建てられた建物は裁判所の許可なしに撤去することはできない。そこでこうした不法建築は警察の目を盗んで急造しなければならぬ。建ててしまえば、翌日はもう警察も手を出せない。最初、ごく原始的な建物であった“Gecekondu”も少しずつ手入れされて、なんとか人が住めるまでになる。もちろん、それでも最低の居住条件、衛生条件にすら、はるかに遠い。これらの不法住居はトルコの大都市イスタンブール、アンカラ、クズミールなどの周辺部をとりまき、1972年現在、およそ70万戸に達するという³⁴⁾。“Gecekondu”住民の就労構造をみると全体の3分の1が私的、公的サービス産業の最下層雇員として就労している。それに次いで工場労働者、残りは零細手工業職人、零細商業主、行商人で、いずれも都市周辺部の底辺層を形成する一種のルンペン・プロレタリアートである³⁵⁾。

すでにのべたように、第二次大戦後のトルコの経済政策は食料・原料供給国としての方向に重点が置かれたため、工業軽視策が定着した。それにもかかわらず、工業生産は1960年以降増え続け、1974年、国民総生産に占める比率は農業と肩を並べるまでに上昇した。だが、それで農村地域から排出された没落農民を吸収するには、はるかに及ばない。加えて高い出生率が追い打ちをかける。年々、45万人の労働年齢人口の増加に対し、雇用人口は18万人にすぎないといわれる。公式統計でも、失業者は1963年で105万5,000人、1975年には202万1,000人に達する。だが、実際はこの統計よりはるかに失業者の数は多く、各種の国際機関の推計では450万から480万程度だとされる。トルコには失業者に対する制度がない。失業を届けて、できるだけ早期に次の仕事を公の職業紹介機関の手で探し出せるという期待はほとんど持てない。そのため、失業の届出を出すモチベーションが起きてこない。さらに、家族経営による零細自営業の中で、手伝いの形で伝らく家族従事者などの、隠れた失業について全く把握されていない。

こうしてトルコでは、その経済構造の上から、失業問題を国内的に解決する能力はなく、労働力の国外排出によって、代替解決をはかるに至るのである。最初は流出希望者の個人責任で、続いて私的仲介機関を通して、国外労働移動が進められたが、やがて政府が前面に出てくる。1961年

34) Ebenda, S. 97.

35) Ebenda, S. 97.

36) Ebenda, S. 100.

表 2 流出先国別トルコ人出稼ぎ労働者数（1961—1978）

国 名	人 数	国 名	人 数
西 ド イ ツ	652,703	サウジアラビア	3,365
フ ラ ン ス	55,975	イ ギ リ ス	2,619
オーストリア	38,073	イ タ リ ヤ	219
オ ラ ン ダ	25,007	ス エ ー デ ン	2,331
ベ ル ギ ー	16,007	イ ラ ン	174
ス イ ス	7,687	アメリカ合衆国	138
オーストラリア	6,688	キ プ ロ ス	47
リ ビ ア	7,813	そ の 他	2,331
デ ン マ ー ク	5,132		

A. N. Gürbaca, a. a. O., S. 104.

10月30日、まず西ドイツと募集契約の締結が行なわれ、続いてオーストリア、ベルギー、オランダ、フランスなどの諸国とも政府間協定が結ばれる。政府の労働事務所で仲介されたトルコ人の数は、公式統計によれば1961年から1978年までに85万人とされ、国別の分布は表2のごとくである。西ドイツが群を抜いて多いことが知られる。だが、実数は公式統計より、はるかに多く、ほぼ100万人と推定され、家族を含めると、その倍以上に達するといわれる。

国外出稼ぎを試みるトルコ人の一部は、出稼ぎ先で金を貯め、それを資本に帰国後、それまでの惨めな工業プロレタリアート、農業労働者の身分を抜け出て、もっと安定した小市民的な生存を確立したいという期待があったといわれる³⁷⁾。事実、帰国者は通常、貯めた金を自営業の開設資金に充てている。彼らはいろいろな店やレストラン、小さなホテルなどを開業するが、その大半は数年をまたずして破産するという。理由はトルコではもともとサービス部門はだぶついているのであり、手工業や小工場などは大工場に駆逐されてしまうからである³⁸⁾。帰国者のそうした実情は出稼ぎ先で働らくトルコ人にすぐ伝わる。帰国後の就労生活に見通しが立たなくなった彼らは、いよいよ帰国を先送りする。出稼ぎ労働者は次第に移住労働者に転化する。

西ドイツで就労する外国人労働者はもちろんトルコ人のみではない。ここでトルコをとりあげたのは、トルコ人労働者が西ドイツで最大多数を占めるという理由とともに、非 EC 募集国のうち、国外出稼ぎに馳り立てる諸条件が、もっとも尖鋭な形で現われているからにほかならない。

第二次大戦後、政治的植民地支配としての帝国主義は終焉した。数世紀にわたって続いた西欧帝国主義諸国家群による苛烈な力による世界支配は解体した。だが、国際的な支配—従属のメカニズムは完全に消滅したのであろうか。いまここで、新帝国主義論、新植民地主義論に立ちいる違はない。だが、新興諸国の政治的独立を形式上承認しながら、低開発途上国の発展の内部に浸透

37) C. Arin, a. a. O., S. 38.

38) A. N. Gürubaka, a, a, O., S. 110.

し、これを自国の経済システムに統合していくという間接的支配に移行したにすぎぬという議論もある。たしかに、経済、社会における奇型的構造や従属性が依然として解消せず、むしろ新しい形で再生産されてきたというのが低開発途上国の実情である。政治や軍事は前面から退いたが、代わって経済の論理によって、これら低開発途上国は中心部資本主義国の周辺部において、実質的な従属を強いられているといえる。西ドイツとトルコの関係は、まさにその典型であり、原料・食料の供給地、安価な労働力の供給源、商品の販売市場、企業の投資先などに位置づけられることにより、実質的な支配-従属関係がつけられているといっても過言ではない。両者の関係がもつ構造特性は、程度の強弱はあれ、西ドイツとその他の地中海沿岸募集国との間にも妥当する。その意味でも、トルコの現実は、こんにちの資本や労働の国際移動を解明する好箇な実例といえるであろう。

(c) 日本における定住外国人問題との比較

わが国が封鎖的、排他的な「同質化社会」としてこんにちに至ったのは、歴史的、地理的な根拠がある³⁹⁾。国際化時代を迎えたこんにち、それは「恐るべき後進性」として、その問題性が指摘されている⁴⁰⁾。そこで、わが国の定住外国人問題を西ドイツの外国人労働者問題と比較して考察しておくことも、こんごの国際化時代を展望して、制度の上でも、国民意識の上でも、それに耐えるだけの基礎を提供するとともに、さまざまなレベルにおける政策対応を形成する上で、いくつかの示唆を与えるにちがいない。

1983年12月末の統計によれば、在日外国人総数は81万7,129名、うち在日韓国・朝鮮人（以下、在日朝鮮人と略）が67万4,581余名（83.5%）、中国人（台湾籍を含む）が6万3,000余名、両者の合計ではほぼ在日外国人の90%となる。もちろん、これは外国人総数であって定住外国人の割合は不明であるが、在日朝鮮人、中国人のほとんどは定住外国人とみなしうる。その意味で在日外国人問題という場合、実質的には在日朝鮮人問題といえよう⁴¹⁾。

いま、ここで在日朝鮮人問題について詳述する紙幅の余裕はない。ただ、西ドイツにおける外国人労働者問題との比較の意味で、いくつかの点を整理しておきたいと思う。

第1点は両者の差異性である。西ドイツで就労する外国人労働者も、法的・経済的・社会的に、さまざまな不利な処遇の下にある点において、在日朝鮮人と酷似した立場にある。ただ、その形成の契機において、両者の間には根本的な対照があることを、まず確認しなければならない。いうまでもなく、在日朝鮮人が日本の植民地支配の歴史的産物であることに異論はない。そして在日朝鮮人形成の端緒が1910年の日韓併合であり、その後の動向と展開の条件が続く36年間の強権的支配にあったことも異論はなからう。政治という支配行為を裏打ちするのは物理的暴力

39) 拙著、前掲書 138-139頁。

40) 森廣正、前掲書 22頁。

41) 姜任彦、「なぜ『在日朝鮮人問題』か」(磯村、一番ヶ瀬、原田編、講座『差別と人権 4 民族』雄山閣 1980年) 3-4頁。

である。朝鮮に対する日本の植民地支配も、軍隊、警察の物理的暴力を最終的に根拠としてきた。もちろん、朝鮮人の来日のすべてが、直接強制によるものではない。たしかに、1939年から1945年までの強制連行期——とくに1944年から45年にかけての「徴用」方式による完全強制期——における来日が暴力的強制のもとにすすめられたことに疑問の余地はない。だが、それ以前の30数年間の来日が自由意志によるものだったといえようか。彼らの来日の条件を克明にたどるならば、その背景をつくりあげていったのはすべて植民地支配であることが鮮明になる。1939年以降を直接強制、それ以前を間接強制として区別する見解があるが、間接強制という意味を単に経済的強制としてのみ解釈することは、植民地支配という「直接強制」の契機を看過する怖れがある。わが国における民族差別の典型たる在日朝鮮人に対する差別と偏見の社会的基盤は、まさにこの宗主国と植民地の間につくられた支配と従属という基本的な社会関係なのである。

西ドイツに就労する外国人労働者、とくに非 EC 募集国、なかんずくトルコ人に対する差別や偏見が、さまざまな形でとりあげられ、追求されている。だが、西ドイツとこれらの国々との間には、少なくとも軍事的・政治的な支配と従属の契機はない。先にみたトルコ人の国外出稼ぎにおいても、西欧先進諸国との関係は、西ドイツをも含めて完全に経済一元的である。したがって、そこにおける差別や偏見も、低賃金、低質、単純、非熟練従事者に対する優越感、習慣や文化（とくに宗教）の差異への異和感、外国人（とくに二世）失業者の増大にともなう秩序問題への不安などに基づくもので、宗主国と植民地国との支配—従属関係の投射はそこにはない。ここに、西ドイツにおける外国人問題とわが国の在日朝鮮人問題の本質的な差異がある。

第2点は両者の間の共通性である。上記したように、在日朝鮮人と西ドイツに就労し生活する外国人労働者との間には、本質的な差異がある。だが、本質的な差異性のみを目を奪われて、両者の間の現象的類似性を見落としてはならない。この共通性を確認することにより、宗主国と植民地という政治的支配従属関係と労働力の導入国と移出国という経済的支配従属関係との間に、時代や背景を異にしながら、その間に働らく共通の体制構造とメカニズムを発見することが可能となるにちがいない。ここでは在日朝鮮人と西独外国人労働者の形成史における共通性をとりあげて論じておく。形成史をここでも吸引要因と排出要因に分けて分析する。

第1に、吸引要因でみると、それはなによりもまず、経済的要因であった。朝鮮人労働者は日本資本主義の展開の中で、景気の好・不況を調節する産業予備軍として位置づけられたのである。この点は、先の西ドイツにおける外国人労働者導入の一般的要因と全く異なるところはなない。いま、在日朝鮮人の来日過程について、詳細に追跡する余裕はない。ここでは在日朝鮮人の形成史を年代を追って詳しく分析した佐々木の要約をそのまま借りておく。「第一次大戦の軍需景気に煽られた日本資本主義の労働力需要という吸引要因が前述の排出要因と重なり、在日朝鮮人が形成されはじめた。しかしながら、その吸引は渡航制限の強化、緩和によって調節され、日

本資本にとって都合の良い量だけ朝鮮人労働者を輸入しようとするものであった」⁴²⁾。西ドイツにおける1960年代の大量の外国人労働者の導入や1973年の募集停止となんと酷似しているではないか。その後、日中戦争の長期化、太平洋戦争の勃発と続く戦時体制の強化とともに、深刻な労働力の不足を生じ、括弧つきながら、それまでの自発的な来日から、文字どおり強制連行の形で暴力的な労働力導入に突入していった。こうして在日朝鮮人形成史を一貫して日本資本主義による労働力需要という原則は終始変っていない。このように一般的な労働力需要に加えて、先にみた西ドイツにおける外国人労働力雇用の特殊利益——格差、差別、節約、寄与などの諸利益——が在日朝鮮人の雇用においては、植民地労働力という意味で、さらに増幅、拡大されて現われてくる。こうして「低賃金、長時間、過激、不潔」(大阪市社会部報告)と形容される労働への従事が強制される。かかる経済的要因に加えて社会的、政治的に在日朝鮮人は分断支配に利用される。「在日朝鮮人は……朝鮮人労働者対日本人労働者の対立という民族離間を図る権力の民族排外主義の醸成に利用されようとした」⁴³⁾のである。

第2に、排出要因をみると、ここでも西ドイツに労働力を提供している募集国——とくに非EC諸国——ときわめて酷似した現象がみられる。一言にしていえば、農民層分解による朝鮮農村の膨大な過剰人口＝没落農民の発生である。その点、先にみたトルコ農村の事情と共通している。ただし、トルコの場合、農民層分解は国際経済の中での位置づけや動態と国内の経済政策の結果という、いずれも経済の論理の帰結であるのに対し、朝鮮における農民層分解は植民地支配という政治的契機が決定的な作用を果たしたところに根本的な差異があることを確認しておく必要がある。1910年にはじまる「土地調査事業」、1920年代の「産米増殖計画」そして1930年代後半の「北羊南綿政策」など⁴⁴⁾は、いずれも、それが初期の植民地経営上の財政基盤の樹立策であれ、1918年の米騒動のような食糧問題に対する解決策であれ、また、1930年代の農業恐慌への対応策であれ、日本の側の都合によるものであったことを見落としてはならない。いずれの政策も結果として、朝鮮農民の土地喪失、経済的困窮、没落、過剰人口への転化となって、離農、離村を強制される。しかも、朝鮮国内での都市工業の発達が政策的に抑圧された結果、没落農民を国内的に吸収しえなかった。これら過剰人口が日本、後には「満州」(中国東北地方)にまで流出し、都市や工場の下層労働社会に組み込まれていったのは、当然の帰結であったといえる。もちろん、1939年以降の強制連行期ともなれば、経済的要因に基づく間接的強制ではなく、暴力による直接強制が前面に出て、自然的排出要因はほとんど影を失う。戦時産業における労働力不足という吸引要因だけがそこには作用したのである。

以上が在日朝鮮人の渡航史に作用した諸要因の概略である。在日朝鮮人問題については、なお、来日後の就業形態、居住様式、戦後の法的地位、教育や就業における差別の問題など論ずべ

42) 佐々木信彰,「在日朝鮮人の形成史」(磯村, 一番ヶ瀬, 原田編, 講座『差別と人権』4民族 雄山閣1985年)17頁。

43) 同上, 20頁。

44) 同上, 15頁～22頁。

きことは多い。だが、これらの諸問題はいずれも本稿の守備範囲外にある。このうち、居住様式にかかわる問題のみについては、西独大都市における外国人労働者の空間的凝離について論ずるところで若干触れてみたいと思う。

西ドイツにおける外国人労働者問題とわが国の定住外国人問題、その典型としての在日朝鮮人問題との間には、本質的な差異性があると同時に、いくつかの現象的類似性がある。そしてそこには、時代や所を越え、国情や背景を異にしながら、一貫して作用する社会関係が抽出される。それは支配と従属の力関係であり、優位者と劣位者の格差関係であり、差別と被差別の排他関係である。そしていま、西ドイツにおいては外国人労働者とりわけ、その第二世代をめぐる統合（Integration）の問題が中心的な社会問題の1つとなっている。だが、その統合をめぐる、さまざまな立場から、さまざまな論議が起っており、政策レベルでも、まだ、完全な一致をみてはいない。しかし、そのことの論議それ自体は、その結論がいかにあるにせよ、きわめて重要である。模索されつつある施策について評価は異なっても、その試行錯誤の中から、次第にあるべき方向性が定着してこよう。わが国の定住外国人問題、とりわけ在日朝鮮人問題については、近時ようやく啓蒙の緒についたにすぎない。まさに、わが国における外国人問題の特殊性、その恐るべき後進性である。その意味でも西ドイツをはじめ、ヨーロッパ諸国で試行されている対応や施策は、本格的な国際化時代を迎えるわが国の外国人政策に対し、多くの示唆を与えるにちがいない。

2. ミュンヘンにおける外国人労働者の動向と現状

ここではミュンヘン市における外国人労働者の動向と現状について、彼ら外国人を枠づける一般的な制約条件とデモグラフィックな状況について概観しておく。居住関係、空間分布、労働市場、教育問題、統合政策などの諸問題については、後に空間的凝離や統合問題とのからみでとりあげることとし、ここでは省略する。

(a) 外国人に対する一般的制約条件

ミュンヘン市はバイエルン州に属し、したがって州の外国人政策の枠組みに拘束される。バイエルン州の外国人政策は隣のバーデンビュルテンブルクと同じように、いわゆる統合政策（Integrationspolitik）よりも、帰国政策（Rückkehrpolitik）に重点を置いている⁴⁵⁾。一般に西ドイツの南部は保守的傾向が強く、外国人政策にもそれがさまざまな形で投射されている。それは外国人の権利を制限的に操作して、その目的を達しようとするところに現われている。その1つ

45) H. Schröder, Zur Situation von Ausländern in München, in: Ausländer im Wohnbereich (Dokumentation eines Seminars der Internationalen Bauausstellung Berlin C. Arin Hrsg. 1983) S. 143.

は滞在許可発行と厳しい居住条件を付しているところに如実に伺われる。たとえば、バイエルン州の規定では滞在のために必要な住居規模として、6歳以上については1人当たり12平方メートル以上、6歳以下で8平方メートル以上の住居であることを提示しなければならない。これはとくに、多子世帯の多いトルコ系住民にとっては合計面積が増え、ミュンヘン市の住宅市場の状況下では、きわめて厳しい制約条件となっている。実際、十分な居住空間なしには家族の呼び寄せも、長期滞在も不可能であり、居住権の保証なしに生活設計もできない。こうした制約条件の結果、1979年には20万人以上の外国人のうち、無期限滞在許可をもつのは、ただ4,000人にすぎないという状況が現出している⁴⁶⁾。

このような法的制約条件とともに、政治的な制約条件が加わる。ここにもバイエルン州の保守性が出ている。外国人の政治参加についてはバイエルンでは完全に拒絶されている。自治体における選挙権をめぐる、外国人団体と当局の間に鋭い闘争が展開されたが、いずれもその可能性は否定され続けた。理由は周知のごとく、外国人の出身国における政治的対立が、国内に持ち込まれるという点で一貫している。選挙権の行使による外国人の意思表示機会が制度的に認められていない中で、それを代行し、かつ、代償するものとして2つのルートがある。

第1は、外国人顧問会議(Ausländerbeirat)である。これはいうなれば外国人議会(Ausländerparlament)とでもいいうるようなものであるが、審議権はなく、建言できるだけである。39人の顧問から構成され、ミュンヘンの外国人が当面する、あらゆる問題について、市参事会、行政、さらに市長に、発議、勧告、照会、建議などの形式を通して申達し、建言する。いうなれば外国人の意思を汲み上げ、行政へ反映させていくところの、政治参加の代償機能を果たす機構である。他方、外国人顧問会議は外国人とドイツ人との交流や協力、外国人固有の文化や社会生活の促進にも力を尽くす。各種の催しを実施したり、側面的に援助したりするため、市はこの会議に若干の補助金を出している。顧問会議のメンバーは企業、福祉団体、教会関係、外国人問題専門機関などから推挙されたものを市参事会が任命し、事務局は市役所内に設置されている。会議は、学校教育・青少年部会、保健・社会・住宅問題部会、文化・余暇・スポーツ部会、法律・組織・広報部会の4つの委員会から構成され、任期は4年間となっている。要するに、外国人顧問会議は市当局と外国人との間の仲介機構であり、ある意味では緩衝装置であるといえる。

第2は、市区委員会(Bezirksaußschuß)である。これは西ドイツの大都市における都市末端代表機構(Stadtteilvertretung)であり、別名、都市末端議会(Stadtteilparlament)ともいわれる。市区を単位として組織されており、ミュンヘン市においては37の市区に37の市区委員会がある。委員の数は市区の有権者人口に応じて決められており、市参事会で議席を獲得している政党ないし政治団体から推挙された候補者を市参事会が任命する。メンバーの構成は市参事会選挙で獲得した各党の得票数に応じて、党派別に比例按分される。委員会は決定権や拒否権はないが地区住民の要望や不満を市当局に提起し、申請することができる。委員会は月に1回、公開

46) Ebenda, S. 143.

西独都市における外国人労働者の空間的凝離現象と統合問題（Ⅰ）（神谷）

の会議を開催し、ここでは当該市区の住民は委員会に出て意見を開陳することができる。また、週1回日を決めて、委員長の面談時間（Sprechstunde）が定められており、住民はいろいろな要望を提出することができる。外国人の多く住む市区の中には、市区委員会と外国人住民、あるいは市の外国人顧問会議と外国人住民との接触を専門の任とする委員が外国人委員の中から任命されているところもある。外国人住民はこの委員会の会議に出席を認められ、意見や要望を申しのべることができ、また、面談時間に直接、委員長と面会して要求や不満を訴えることも可能である。さらにまた、市区では年1回定例の市民会議（Bürgerversammlung）が開催され、ここには市当局からも責任者、担当者が出席する。わが国で行なわれている公聴会に似た機能を果たす集会であるが、ここではドイツ人のみが発言権、提案権をもつ。バイエルン州の自治法（Gemeindeordnung）を一部改正すれば、外国人にも市民会議での一定の権利を授与するチャンスもあるのだが、州議会で最終的に反対にあって、この先進的動議はいつも否決されてきている。

(b) 外国人のデモグラフィック状況

ミュンヘンにおける外国人のデモグラフィックな状況について、ここでは3つの面から整理しておく。

表3 ミュンヘン全市および市内在住外国人の人口動態

年次	全 市 人 口		在 市 外 国 人 人 口		
	人 口 数	対前年比	人 口 数	対前年比	外国人比率(%)
1950	831,937		33,495		4.0
1961	1,085,014		74,355		7.5
1970	1,311,978		181,334		13.8
1971	1,338,432	26,454	195,846	14,512	14.6
1972	1,338,924	492	200,741	4,895	15.0
1973	1,336,576	-2,348	229,776	29,035	17.2
1974	1,323,434	-13,142	225,603	-4,173	17.0
1975	1,314,865	-8,569	221,422	-4,181	16.8
1976	1,314,572	-293	222,131	709	16.9
1977	1,313,939	-633	214,821	-7,310	16.3
1978	1,296,970	-16,969	210,241	-4,580	16.2
1979	1,299,693	2,723	215,030	4,789	16.5
1980	1,298,941	-752	220,206	5,176	16.9
1981	1,291,828	-7,113	215,811	-4,395	16.7
1982	1,287,080	-4,748	212,066	-3,745	16.5
1983	1,283,457	-3,623	207,189	-4,877	16.1
1984	1,267,451	-16,006	202,718	-4,471	16.0

Statistisches Jahrbuch Deutscher Gemeinden
(Deutscher Städtetag Hrsg. Köln) 当該年次より作成。

第1に、デモグラフィック動態である。表3はミュンヘン市在住の外国人の動態を過去30数年にわたって、その経過を示したものである。ミュンヘン全市の人口は1972年をピークとして一貫して減少傾向を示すものの、外国人の数はかなり振幅がみられる。1973年のいわゆる募集停止は、ここミュンヘンでも実効を表わし、その後、1976年を例外として、外国人は減り続けたが、1979年にふたたび増加に転じている。募集停止にともなう外国人労働者の長期滞在傾向とそれによる家族の呼び寄せが作用した結果であろうと推定される。81年以降、ふたたび減少傾向が一貫して現われているのは、1981年の連邦政府による家族の呼び寄せ規制に関する勧告および、それに基づく各州の具体的措置が次第に効を奏してきた結果であろう。加えて、1983年11月に連邦議会を通過した「外国人帰国促進法」はこの動向に拍車をかけ、83年、84年と高水準の減少傾向がみられる。このように、外国人政策の操縦やそれともなう、さまざまな具体的措置によって、外国人数の抑制が方向としては確立しながらも、外国人の相対的な高生率、家族呼び寄せ制限措置の限界などによって、その減少への期待はあまりもちえない。事実、ミュンヘン市の都市開発計画において、1990年の予測として外国人人口を22万7,000人、外国人比率を18.5%と算定している⁴⁷⁾。外国人労働力はすでに西ドイツ労働市場のみならず、社会生活においても、完全に構造化され、定着化している。この趨勢はいまや、なにものをもってしても押しとどめることはできない。数字はそれを端的に物語っている。

第2に、外国人の社会動態である。ここでは市域内部での移動は省略する。表4は1974年以降84年までの流出入の状況をドイツ人と外国人について比較した数字である。また、外国人の流出

表4 ミュンヘン市のドイツ人、外国人別社会動態

年次	流入			流出		
	ドイツ人	外国人		ドイツ人	外国人	
		実数	比率		実数	比率
1974	54,410	32,940	37.7	57,757	40,223	41.1
1975	54,249	21,678	28.6	50,365	30,375	37.6
1976	53,254	21,383	28.6	50,047	21,589	30.1
1977	52,598	26,737	33.7	53,318	23,829	30.9
1978	54,587	33,432	38.0	58,777	42,632	42.0
1979	51,397	38,357	42.7	50,999	32,993	39.3
1980	49,139	41,246	45.6	52,637	35,971	40.6
1981	49,648	36,556	42.4	50,649	39,820	44.0
1982	50,081	28,885	36.6	48,655	32,332	39.9
1983	53,802	26,552	33.0	49,610	31,169	38.6
1984	41,839	27,157	39.4	48,886	33,112	40.4

Statistisches Jahrbuch Deutscher Gemeinden 当該年次より作成。
ただし各年次の数字は12月31日現在。

47) Materialien zum Stadtentwicklungsplan 1983 (Referat für Stadtplanung und Bauordnung Landeshauptstadt München) S. 3.

入についても、あくまで市域境界を基準としたもので、そのまま入国、帰国とオーバーラップするものではない。だが、1つの指標として、入国、帰国の動向を推測する有力な資料たることに異論はないだろう。1973年の募集停止以後、流入の減少、流出の増大を数字は明瞭に示している。1979、1980の両年は流入が流出を上回っているが、これは家族の呼び寄せによるものと市当局も推測している⁴⁸⁾。1981年以降は、ふたたび流出が流入を上回り、バイエルン州の帰国促進策が実効化されつつあるように見える。流入、流出ともに、社会動態における高い外国人比率が目をひく。1980年には全流入者中、半数に近い45%強が外国人であり、1981年には流出者の中で外国人は44%を占める。ミュンヘンにおける外国人比率が、この時期、16~17%であったことを勘案すれば、ほぼ3倍近い数字であることがわかる。ローテーション原則は次第に過去のものとなりつつあるにもかかわらず、出稼ぎ労働型の外国人雇用が完全に払拭されつくしたわけではない。

第3に、国籍別外国人の人口構成である。表5はミュンヘン市における国籍別外国人について1973年と1982年について表示したものである。ミュンヘン市在住の外国人がいわゆる募集国からの来住者のみでないことはいわゆるをまたない。だが、ここで主として問題となるのは古典的な募集国からの外国人であるがゆえに、それに該当する6ヶ国のみをとりあげ、それに隣接するオーストリアを加えて算出した。ミュンヘンに居住する外国人のうち、1973年67.6%、1982年64.5%がいわゆる募集国からの来住者で、ほぼ3分の2に当る。西ドイツに居住する外国人全体の中で、募集国からの外国人が75%に達している現状と比較すると、約10%低いことに気付く。国籍別の外国人構成をみると、ユーゴスラビア人が最大多数を占め、西独平均15%に比べ、10%高い。次いでトルコ人が20%弱で、近年、次第にその比重を増している。故国の経済的、政治的事情の悪化がこの動向に拍車をかけ、正規の労働者としてよりも、亡命希望者(Asylbewerber)の流入が急増しているという。西独在住外国人の中でトルコ人の占める比率が31%であるのに対し、1割以上低いところが目立つ。オーストリア人がそれぞれ13.9%、12.1%とミュンヘンにおける外国人の構成上、第3位を占めているところは、ミュンヘンひいてはバイエルン州の地理的位置が重要

表5 ミュンヘン市の国籍別外国人人口構成

国名 年次	ギリシャ	イタリア	ユーゴ スラビア	ポルトガル	スペイン	トルコ	オース トリア	その他
1973	26,303 (11.4)	28,782 (12.5)	60,368 (26.3)	900 (0.4)	4,767 (2.1)	34,263 (14.9)	31,907 (13.9)	42,483 (18.5)
1982	20,822 (9.4)	23,069 (10.4)	53,419 (24.0)	814 (0.4)	3,242 (1.5)	42,179 (18.9)	26,885 (12.1)	52,161 (23.4)

() は比率

Statistisches Jahrbuch München (Statistisches Amt der Landeshauptstadt München Hrsrg.) 当該年次より作成。ただし、各年次の数字は9月30現在。

48) Ebenda, S. 4.

な意味をもつ。西独平均では4%に比べて10%高い⁴⁷⁾。このことがミュンヘンにおいて募集国からの外国人比率を約1割引き下げている要因とみなしえよう。H・シュレーアも指摘しているように、ミュンヘンが他の西独都市に比べ、統合問題の解決に相対的に有利なのは、相対的に“問題性”ありと認められる民族の比率が低いことであるかも知れない⁴⁸⁾。西ドイツに居住する外国人の中で、その数において最多であるとともに、文化的、経済的落差がもっとも大きく、ドイツ住民との間に、差別や偏見によって最大の緊張関係に曝されているのがトルコ人であり、H・シュレーアはそれを指摘したものと思われる。その点、西ベルリンのトルコ人集住地区たる、かの有名なクロイツベルク (Kreuzberg) との対比も重要なテーマとなろう。だが、ミュンヘンとて、外国人問題に無縁ではない。とくに、居住関係をめぐる問題は深刻であり、都市の市域 (Viertel) のレベルで、外国人の高い集住率があることを、ミュンヘン市の計画当局も確認している⁴⁹⁾。その現実について、さらに詳細な分析を加える必要がある。(未完)

47) Ebenda, S. 135.

48) H. Schröer, a. a. O., S. 144.

49) Materialien zum Stadtentwicklungsplan 1983 a. a. O., S. 10.